

第426回南国市議会定例会会議録

第2日 令和4年6月14日 火曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 斉藤 喜美子
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
17番 野村 新作	18番 浜田 和子
19番 土居 篤男	20番 福田 佐和子
21番 今西 忠良	

— *

欠席議員

なし

— *

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
税務課長 高野 正和	市民課長 横山 聖二
子育て支援課長 長野 洋高	長寿支援課長 中村 俊一
保健福祉センター 所長 藤宗 歩	環境課長 高橋 元和
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 山崎 伸二	建設課長 濱田 秀志
地籍調査課長 吉本 晶先	都市整備課長 若枝 実

住宅課長	松岡千左	上下水道局長	橋詰徳幸
会計管理者兼 参事兼会計課長	秋田節夫	福祉事務所長	池本滋郎
教育長	竹内信人	学校教育課長	溝渕浩芳
生涯学習課長	前田康喜	監査委員 監事事務局長	中村比早子
農業委員会 事務局長	弘田明平	消防長	小松和英

＊

議会事務局職員出席者

事務局次長	野口裕介	書記	門脇智哉
		三谷容子	

＊

議事日程

令和4年6月14日 火曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前10時 開議

○議長（浜田和子） これより本日の会議を開きます。

この際、4月の人事異動により新しく管理職になられた方に御挨拶をいただきたく、許可いたしますので、御挨拶願います。吉本地籍調査課長。

〔吉本品先地籍調査課長登壇〕

○地籍調査課長（吉本品先） おはようございます。

本年4月1日付で地籍調査課長を拝命しました吉本品先でございます。本日は、貴重なお時間をいただき、発言の機会をいただきましたことを、浜田議長をはじめ議員の皆様方に厚く御礼申し上げます。

地籍調査につきましては、本市では平成16年度から実施し、令和3年度末での進捗率は約27%と市全体の4分の1ほどでございます。現在の登記所の公図の多くは明治時代の地租改正の際に作られた地図を基とした精度の低いものでありますので、地籍調査事業により近代的な測量技術で精度の高い地図を作成することは、公共事業や防災・減災対策の円滑な実施、財産

の保護、境界紛争の防止のために大変意義深い事業であると思います。

私は、以前にも地籍調査課と建設課で土地に関する業務を担当しましたので、微力ではございますが、その経験を生かし、そして課員で力を合わせ、地籍調査のスピードアップを図ってまいりたいと考えます。また、地籍調査は、地権者、地域、関係者の皆様の御理解と御協力がなくては進めることのできない事業でございますので、今後とも議員の皆様方の御指導、御支援をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、新任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（浜田和子） 松岡住宅課長。

〔松岡千左住宅課長登壇〕

○住宅課長（松岡千左） おはようございます。

本年4月1日付で住宅課長を拝命いたしました松岡千左でございます。

住宅課の事業としましては、空き家対策の推進や住宅管理の適正化、公共工事の管理、監督による公共建築物の整備、地震や災害の危険性に対する計画的な住宅改修の推進がございます。それらの事業の推進を通して市民の皆様方の安心で安全な住環境整備について推進できますよう、微力な私ではございますが、課員一同、力を合わせて取り組んでまいりたいと思います。

議員の皆様方には御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。新任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（浜田和子） 前田生涯学習課長。

〔前田康喜生涯学習課長登壇〕

○生涯学習課長（前田康喜） おはようございます。

本年4月の人事異動により生涯学習課長を拝命いたしました前田康喜でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、生涯学習課は、市民一人一人が心豊かに生きがいのある充実した生活を送ることのできるまちづくりを進めるために重要な部署と考えております。生涯学習課には、生涯学習係、スポーツ推進係、少年育成センター、図書館、文化財係と5つの係がございます。地域交流センターは4月から貸館業務が始まっており、スポーツでは夏にインターハイの開催が予定されております。また、青少年の健全育成の推進、図書館機能の充実、文化財の調査・保護と重要な業務が多岐にわたっており、その責任の重さを感じ、身の引き締まる思いであります。

至らぬ点もございますが、課員一丸となって精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、議員の皆様方の御指導、御支援をお願い申し上げます。簡単ではございますが、新任の御挨拶

挨拶とさせていただきます。（拍手）

○議長（浜田和子） 中村監査委員事務局長。

〔中村比早子監査委員事務局長登壇〕

○監査委員事務局長（中村比早子） 本年4月の人事異動により監査委員事務局長を拝命いたしました中村比早子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

法令に基づき、公金が適正に、また効率的に使われているかどうかなど、行政事務全体にわたりチェックを行う監査の重要性は増してきていると思います。微力ではございますが、監査委員の下、行政が常に公正で合理的かつ効果的な運営が行われますよう職務を果たしてまいりたいと思いますので、議員の皆様様の御指導、御支援をよろしく願い申し上げまして、簡単ではございますが、新任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（浜田和子） 野口議会事務局長。

〔野口裕介事務局長登壇〕

○事務局長（野口裕介） 本年4月1日付で議会事務局長を拝命いたしました野口裕介でございます。

議会事務局は、議会がスムーズに運営できるよう議員をサポートするための機関であります。今後は、微力ではございますが、事務局一同一丸となり、議員の皆様とともに開かれた議会を目指し、職務を果たしてまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方の御指導、御協力をよろしく願い申し上げます。簡単ではございますが、新任の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

本日は、発言の機会を設けていただきましてありがとうございます。（拍手）

＊

一般質問

○議長（浜田和子） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。3番西山明彦議員。

〔3番 西山明彦議員発言席〕

○3番（西山明彦） おはようございます。

議席番号3番の西山明彦でございます。おかげさまで、くじを引くこともなく1番となりました。トップバッターで第426回定例会の一般質問をさせていただきます。

先ほどは、5人の新任の課長さん方からそれぞれの意気込みをお伺いしました。ぜひとも、

南国市政発展のために頑張っていたきたいと思います。今回、私は皆さんに質問はございませんけれども、また今後機会がありましたらぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

私が通告させていただいた質問は、1、市長の政治姿勢、広域行政と教育行政、2、新型コロナと市民生活、3、公園整備、4、不妊治療の4項目であります。順次質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、市長の政治姿勢について。

1つ目の広域行政についてですが、今年に入り、お隣の香南市が1月に、香美市が3月に市長選挙が行われ、両市とも市長が交代されました。香南市は1月30日から浜田豪太市長が、香美市は4月9日から依光晃一郎市長がそれぞれ市長に就任されました。お二人とも40歳代ということで非常にお若く、また元県議ということですが、直接の行政経験はありません。したがって、南国市を含めた物部川流域3市においては、平山市長が、年齢的にはもちろんですが、市職員としての行政経験、そしてまた首長として、市長の経験としても豊富であり、リーダーシップを発揮すべき存在になったというふうに思います。ぜひ、3市連携の先頭に立って御尽力をいただきたいと思います。

そこで、広域行政の質問ですが、まず1つ目のし尿処理施設についてです。

現在、南国市では環境センターでし尿処理をしていますが、この施設は平成8年に本格稼働し、既に26年経過しております。収集量は毎年ほとんど変わらないような状況で横ばいですが、26年たったということですが。

では、環境課長にお伺いしますが、この環境センターの耐用年数はどのくらいでしょうか。

○議長（浜田和子） 環境課長。

○環境課長（高橋元和） 南国市環境センターは、平成8年4月に供用開始されました。建設当時の耐用年数は15年でありまして、平成23年にはその15年を迎えておりますが、少しでも施設を長期使用するために、機器類の部品交換などを定期的に行い、故障を未然に防いでいくという予防保全という考え方で整備を行ってまいりました。結果、26年経過した現在も順調に運営できておりますので、この後10年から15年は使用できると聞いております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 部品交換などをしながらあと10年から15年は大丈夫というふうに言われましたけれども、先ほど言われましたとおり、既に耐用年数は10年以上超えております。

現在の環境センターの維持管理には一体どのぐらいの経費がかかっているのか。今年度の予

算書では、し尿処理施設運営事業費として2億2,940万円、約2億3,000万円が計上されています。ちなみに、令和2年度決算が2億2,605万円、令和3年度は予算ベースですが、2億2,895万3,000円と1年間で大体2億3,000万円ぐらいの経費が必要なわけです。

私が現職時代に、企画課長の時代ですけれども、広域行政について、どのような事業を広域で実施したらいいのか、実施すべきかというような協議を行っている中でし尿処理場の話になりまして、香南市の深淵の施設を視察した経験がございます。あそこも施設の更新の時期が来ているということだったと思います。じんかい処理の香南清掃組合、また火葬の香南斎場、これらについては物部川流域3市での広域行政が行われていますけれども、し尿処理については香美市、香南市の2市の中に南国市が入らず、南国市は単独で運営をしているということです。これまで長い間の経過や事情もあると思いますけれども、南国市としてはし尿処理についても3市での広域行政を検討すべきではないか、そういうふうに思います。

そこで、市長にお伺いしますが、し尿処理施設について、以前には南国市が加わることに他の市から難色を示されてきたと思います。したがって、現在の環境センター単独で実施しているということになってると思いますが、その後、平山市長が市長に就任された後、この他の2市と協議はされているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 香南市、香美市とのし尿処理広域化についての協議につきまして、私が市長に就任した後に2市の前市長には相談したことはあります。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 協議はされたということですが、し尿処理施設っていうのはいわゆる迷惑施設ということで、設置する場所、そこの地元との協議も非常に苦労されると思います。では、市長は、今後のし尿処理施設についてはどのように考えられておられるのか、どのような方針なのかお伺いしたいと思います。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 環境課長が申しましたとおり、本市の環境センターにつきましては、整備を担っておりますプラントメーカーによりますと今後10年から15年は使用できるということでございますので、この施設の寿命が来る前に広域処理も含めまして検討して、方向性を定めていかなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 今はまだ大丈夫だけれども、時期が来たら広域処理も検討するというよ

うなことですけれども、耐用年数を大きく超えている中で毎年2億3,000万円ぐらいの経費をかけてもたせているというのが実態だと思います。今使えるから大丈夫というのではなく、今、市長が言われてましたように、香美市、香南市、2市との関係でぜひ協議をしていただきたい。2市が、今の深淵の施設がもう更新時期だからといって先に決定してしまって、後から入るといのはなかなか難しいわけで、タイミングを逃さずに協議を進めていただきたいというふうに思います。やはり、3市共同のほうがスケールメリットからいっても、財政的なことでも将来に向けて大きな効果があるというふうに思いますので、積極的に協議を進めていただきたいというふうに思います。

次に、災害時の広域連携について質問します。

災害対策については、南海トラフ地震と物部川の河川氾濫とでは災害規模も異なって、対応も異なってくるというふうに思います。

そこで、危機管理課長にお伺いしますが、まず想定される避難者数、そして現在の受入れ体制、受入れの許容数は地震の場合と河川氾濫の場合とそれぞれどうなっておりますでしょうか。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 南海トラフ地震に想定されます本市の避難者数は、現在最大1万4,710人と想定されております。それに対しまして、避難所57か所、収容人数1万1,399人あります。また、河川の洪水の際に立ち退き避難の必要な避難者数は約6,800人であり、避難所46か所、収容人数1万1,614人となっております。南海トラフ地震の発生時には収容スペースが不足しておりますが、小中学校の教室等も利用するなど、スペース確保に努めてまいります。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 南海トラフ地震の場合には小中学校の教室も利用するというお答えですが、それでは学校の授業再開がどうなるのかというふうに非常に心配されるところです。

避難施設のほかに、災害が発生して問題になるのがごみ処理の問題です。

そこで、環境課長にお伺いしますが、災害発生後のごみ処理についてはどのように想定され、どう処理するのか、そして南国市の現在の処理能力というのはどんな状況なのかお答えください。

○議長（浜田和子） 環境課長。

○環境課長（高橋元和） 南海トラフ地震発生時のごみの量でございますが、L1想定では、南国市の災害ごみ約18万8,000トンのうち、可燃物が2万3,000トンであります。不燃物が2万

7,000トン、その他が13万8,000トンであります。また、L2想定では、市の災害ごみ約170万4,000トンのうち、可燃物が22万8,000トン、不燃物が24万6,000トン、その他が123万トン発生することを見込んでおります。

L1想定では、可燃物が2万3,000トン想定されておりますので、そのうち1万4,000トンを香南清掃組合で焼却処理して、残りの9,000トンを仮設焼却炉、または県内外で広域処理する想定であります。L2想定では、21万4,000トンが仮設焼却炉、または県内外での広域処理を想定しております。また、不燃物については、一般廃棄物の最終処分場の10年後の残容量が2万2,995トンということでありますので、容量を2万3,000トンと見込んで計算いたしますと、L1想定では4,000トンの不足、L2想定では22万3,000トンの不足がございます。また、これにそれぞれの可燃ごみ焼却に伴う焼却灰を加えますと、L1で7,000トン、L2で22万6,000トンの処分が必要でありますので、これらにつきましては県内外での広域処理を検討しております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 今お伺いしたところ、L1想定とL2想定で10倍近い開きがあるのかなと。L2のときの170万トンっていうのは一体どのくらいの量になるのか想像もつきませんけれども、いずれにしましても処理し切れないので、県内外での広域処理になるということだと思います。南海トラフ地震の際には、近隣市も被災して同じような状況になってると思われますけれども、それでも連携は必要になってくると思います。

物部川氾濫の際のごみの量はお答えにありませんでしたけれども、物部川氾濫の場合なら、香美、香南市の流域は災害を受けますけれども、豪雨で被災するんでどことも思いますけれども、例えば高知市なんかは状況が全く違うというふうに思います。物部川流域3市とは違うと思います。そういう中での被災のときにどうしていくのか。

それで、質問ですけれども、災害発生後のごみ処理について、現時点で他の市町村との協議はどうなっているのか。協議内容と、それから今後の検討課題についてお答えください。

○議長（浜田和子） 環境課長。

○環境課長（高橋元和） 他市町村との協議につきましては、香南市、香美市と南国市の3市で構成しております中央東部ブロックの災害廃棄物処理広域ブロック協議会で様々な課題の検討をしております。

先ほども申しあげましたけれども、可燃物では、香南清掃組合の処理能力を超える南国市分がL1規模で9,000トン、L2規模では21万4,000トン発生することになります。これらは、また

それぞれ香美市、香南市でもそれぞれの量が発生しております。これらの処理については、仮設焼却施設を、焼却炉を設置するか、県内外での広域処理を検討課題としております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 中央東部ブロックの協議会で検討されているということですがけれども、災害はいつ起こるか分かりません。そういった意味でどこの自治体も悩まれていることだと思いますけれども、協議は早く進めていかなければならないと思います。

災害発生時については、県外の自治体との連携も必要になってきます。現在、姉妹都市・岩沼市をはじめ、県内外の自治体との連携協定があると思います。現在どのような協定が結ばれているのか、危機管理課長、お答えください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 自治体間の協定につきましては、姉妹都市・宮城県岩沼市や愛知県小牧市及び県内34市町村と災害時の相互応援協定を締結しております。

その協定内容につきましては、1つ目に食料、飲料水及び生活必需品の供給、並びにその供給に必要な資機材の提供、2つ目に被災者の救出、医療、防疫、及び施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供、3つ目に救援、医療、防疫、その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣、4つ目に被災者を一時収容するための施設の提供、5つ目に被災児童生徒の受入れ、6つ目にボランティアのあっせん、7つ目、その他特に必要のある事項となっております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 相互応援協定というような形で、岩沼市と小牧市ということで、小牧市は空港の関係かなと思いますけれども、意外と、もっとあったかなというふうに私は思いましたけれども、そういった形で協定が結ばれているというふうに思いますけれども、やはり県外の自治体とも連携協定を結んでいくということが必要かなというふうに思います。

このように、近隣自治体、それから県内外の自治体、これらを問わずに他の自治体との連携が重要ですがけれども、ごみ処理についてなら近隣市と一緒に協定をしていくということが必要であります。

そこで、市長にお伺いしますが、市長は災害発生後の復旧に向けて、ごみ処理に限らずですがけれども、業者ばかりでなく他の自治体との自治体連携、今後どのように進めていこうと考えておられますでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 広域にわたる大災害が発生した場合には、自治体内での災害対応に限界が生じるということはもちろんのこととございまして、近隣市町村や県も同じように被災し、都道府県単位で災害対応力が著しく低下することが東日本大震災での教訓ということとございます。その反省を受けまして、カウンターパート方式という考え方が積極的に進められているところでもあります。本市における岩沼市や小牧市との協定はその一環ではありますが、高知県としましても四国、中国地方の9県でのカウンターパート方式による相互支援の仕組みを平成23年に導入しております。そのカウンターパート方式の取組の中で本市の連携についても考えることが現実的ではないかというようにも思うところでもあります。

本市としまして今後必要なことは、これらの支援、人員派遣に対し、円滑に受入れを行い、必要な災害対策業務を遂行していただく体制を整えることであると考えております。本年度、南国市地域防災計画の全面改定を予定しておりますが、その中でも円滑な受援体制の構築やシステム導入を行う予定であります。また、改定された地域防災計画に基づき、次年度に南国市受援計画の策定を予定しており、受援体制のより一層の整備を進めてまいります。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） カウンターパート方式、新しい言葉を聞きましたけれども、どこの災害にはどこから行くというような相互の話かなというふうに思いますが、南国市もこれまで、例えば岩沼市はもちろんですけれども、熊本にも派遣したような経験もあったかと思えます。そういったことの協定かなというふうに思いますが、そういったことをあらかじめ決めておく、そういったことが、全国レベルの話になりますけれども、非常に重要であると。特に、今、市長も言われましたけれども、受入れ体制をきちんとしておく。そうしないと、なかなか来ていただいてもというようなことがありますので、しっかりと計画を立てておく必要があると思えますので、取組をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、市長の政治姿勢の2つ目、教育行政についてお伺いします。

学校教育の在り方については、昨年、南国市これからの教育・保育を考える会が設置されて協議が続いていると思えます。この件について、私は昨年6月議会で質問しましたが、その際に教育長から、特色ある学校力、地域力の継続、保育を含めた連携教育の在り方や、義務教育学校の新たな方向性、さらには三和小と稲生小の移転などについて議論していただくというお答えがあって、年度末をめどに答申をいただくという御答弁でした。

そこで、教育長にお伺いしますが、答申がまだ出ていないということですが、この考

える会の協議の状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育長。

○教育長（竹内信人） 昨年8月に立ち上げました南国市これからの教育・保育を考える会につきましても、これまで5回の会議を行っております。

まず、第1回目は8月5日に、ここでは教育・保育行政の成果や課題について情報共有を行いました。第2回目は10月28日に開催し、望ましい学校規模の考え方、小規模校の今後の在り方を、第3回目は11月30日に開催いたしまして、津波浸水区域の学校保育の在り方、第4回目は令和4年1月20日に開催いたしまして、PFI、PPPによる学校施設等の活用事例と、東部エリアの現状と課題について御審議をいただきました。第5回目は3月24日に開催し、答申案についての審議を行っていただいております。このように、本市における保幼を含む学校群を北部、中部、南部、東部エリアに分けて御議論をいただいております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 去年の8月から始めて5回ということで、何かだんだんペースが落ちてきているのかなというふうに、あれですけれども、今年度になってはまだ開かれてないということですが、4つのエリアに分けて議論いただいているということで、学校規模の話から津波浸水区域やらPFI、PPPといった幅広い角度から議論していただいているということですが、近々答申が出されると思いますけれども、ではその答申を受けてから今後の進め方、予定はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（浜田和子） 教育長。

○教育長（竹内信人） 当初の予定では、令和3年度末に答申をいただく予定でしたが、審議内容が多岐にわたりましたので予定より増えたために、第6回目の審議は7月下旬を予定しております。

答申を受けての今後の進め方ですが、答申をいただきましたら学校教育課におきまして、南国市の教育の未来を考える中・長期の教育総合計画の作成を予定しております。中・長期の教育総合計画につきましては、当初、令和4年度中に策定するとお答えしておりましたが、現在の予定では来年度前半に作成できればというふうに考えております。この中・長期の教育総合計画の中で教育委員会の考え方や方向性をお示ししたいというふうに思っております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 中・長期的な教育総合計画を来年度前半に策定するということが、あまり遅れていかないように努力していただきたいというふうに思います。方向性については

考える会の答申が出てからということになると思いますけれども、今マンモス化している大篠小学校と、あと児童数、生徒数が減少している小中学校ですが、このあたりをどうしていくのかが大きい問題かなと思います。学校の存在は、地域の活性化にも大きな影響を及ぼしてきます。したがって、規模と併せて地域の在り方も検討していかねばならないということです。

教育委員会の考え方、方向性を来年前半にはということですが、教育委員会ではそういった形で考える会を諮問して協議いただいているわけですが、学校の在り方を最終的に判断するのは市長になります。市長の政治姿勢でお伺いしているわけですが、市長は昨年私の6月議会での質問で、ハード面、ソフト面、両面から学校教育の充実に向けた取組を進めていかなければならないと答えておられます。市内中心部と周辺部では人口、そして児童生徒数に偏在が生じており、学校の在り方と、あわせていかに地域に住んでもらうか、地域コミュニティを維持していけるか並行して取組を強化するというので、具体的な事例を何点か挙げられておりました。インフラ整備であるとか、交通ネットワークであるとか、空き家対策とか、いろいろ言われておりましたけれども、これら1年前に掲げられた市長の施策は実際にどのように具体化されているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 北部中山間地域や市中心部を除く周辺地域の学校では、特に人口減少、児童生徒数の減少が続いており、学校の在り方を考えていく上では地域コミュニティの維持など、市全体のまちづくりを並行して考えていく必要があります。

まちづくりにつきましては、県から開発許可の権限移譲を受けて、集落拠点周辺エリアの立地基準の緩和を行ってきたところであります。同エリアでの人口動態調査を分析した結果では、規制緩和後に子育て世帯の住み替えが進みつつあることや、同エリアにとどまる傾向も見受けられ、人口減少幅も抑制されるなど、地域コミュニティの維持は一定、図られつつあると考えております。中山間地域におきましては、生活インフラとしまして、令和3年度は成合地区の飲料水供給施設の整備を行い、本年度におきましても外山地区の施設整備を行うこととしております。

また、空き家活用促進事業としまして継続しております事業を令和3年度は八京地区に1棟整備し、移住者の居住にもつながっております。公共交通につきましては、中山間地域を含む市周辺地域から市中心部に向けた移動手段の確保は定住促進には欠かせないものでありますので、本年度、地域公共交通計画策定の中でしっかりと方針を固め、利便性の確保を図っていく

こととしております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 時間もかかることだと思いますけれども、例えば空き家が去年度は1棟と、整備が、非常にゆっくりしたペースなのかなというふうに思いますけれども、学校の在り方を決定づける大きな要素に、地域づくりを含めて、市長の施策運営が影響してくる、政策にかかっているというふうに思います。そういった中で判断するのも市長であるということです。

市長にお伺いしますけれども、市長としての南国市立の小中学校の在り方について、規模や地域の関わりも含めて、市長の理想像をお伺いしたいと思います。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 学校が地域コミュニティーに果たす役割は大変大きいものがあると考えておりますので、できれば地域コミュニティーの核となります学校は残していきたいとの思いはあります。しかしながら、南海トラフ地震におきます津波浸水区域に立地する学校につきましては、子供たちの命を守る立場から、津波浸水区域外への移転も含め、再編も視野に入れなければならないと考えております。また、今後、児童生徒の極端な減少により、教育環境に大きく影響を与える場合につきましても対策が必要であると考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 地域コミュニティーの維持のため、できる限り現在の学校は存続させたいということですが、しかしながらとって災害のこととか、それから児童数のこととかで、明確にはなかなかあれですけれども、含みを持たせたお答えなのかなというふうに感じました。児童数の減少によって実際にクラブ活動もできずに連合を組むというようなこともほかの市町村の学校なんかでもかなり多く発生しているような状況ですが、そういった中で市長の判断が必要になるときもそう遠くない時期にあるのかなということも感じるわけです。今のところ、教育委員会が各地に出向いて地域の意見を聞いたりしていると思いますけれども、学校の在り方については市長が直接地域の皆さんの話を聞くことが必要であるというふうに思います。

市長の1年前の選挙パンフレットを見たら聴く人という大きな文字があって、聴く人であることを心がけていくというふうにありました。ぜひ、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 南国市これからの教育・保育を考える会からの答申があるということでございますので、それを受けて中・長期の教育総合計画を策定するというところであります。そ

の策定の際には市内での調整も必要ですし、地域の皆様からの御意見をいただくことも必要であると思いますので、そういった地域の皆様のお声を聞く機会というものをつくっていきたいと思います。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） ぜひ、市長が直接皆さんの意見を聞くという機会を設けていただきたいというふうに思います。

次に、2項目めの新型コロナと市民生活ということで、いわゆるウイズコロナについてですけれども、現在の対応と今後の対応について質問させていただきます。

まず、現在の対応についてですけれども、初めにワクチン接種についてお伺いします。

ワクチン接種についてはもう4回目が始まろうとしていますけれども、3回目のワクチン接種では集団接種がモデルナ製であったということで、希望者が少なくて途中でやめたというようになったと思います。

そこで、保健福祉センター所長にお伺いしますが、3回目のワクチン接種の接種率は年代別にはどのような状況だったのでしょうか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 6月7日現在、3回目接種者数は2万6,016人で接種率は55.77%、65歳以上の接種者数は1万2,508人で接種率は84.75%となっています。年代別接種率は、10代17.47%、20代40.01%、30代44.19%、40代50.25%、50代64.92%、60代は77.97%となっています。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 年齢層が高いほうが接種率も高いということで、40代でちょうど半分ぐらい、それ以下はかなり低いということですが、全体でも55%で、私はもうちょっとあるのかなというふうに思っておりましたけれども、高いのか低いのかということですが、市政報告で触れられてもございましたけれども、4回目のワクチン接種についての計画はどのようなになっているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 4回目のワクチン接種の対象者は、3回目を接種して5か月以上経過した60歳以上の方、及び18歳以上59歳以下の基礎疾患を有する方や、その他重症化リスクが高いと医師が認める方となっています。

令和4年3月6日までに3回目接種が終了した65歳以上の方で、接種日時、会場が割り当て

られていた方には、予約時の混乱を避けるため、事前に接種日時、会場を指定した接種券を6月上旬より順次対象者に発送しています。

昨年7月に保健福祉センターが実施したアンケート調査において、期限内に基礎疾患に該当すると回答した方につきましては、3回目接種後の接種可能な5か月後が近づきましたら順次接種券をお送りしています。こちらに該当される方は、予約受付コールセンター及びウェブで各自予約を取っていただくようになります。新たに基礎疾患を有するようになった方は、保健福祉センターへ接種券発行の申請が必要となります。

4回目のワクチン接種は、6月中旬より市内7医療機関で個別接種を開始しており、7月からは保健福祉センターで毎週土日に集団接種を予定しています。対象者数は約1万6,000人となっており、9月末までに希望する方の接種を終えるよう計画を立てて取り組んでいます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 既に接種券を送付し始めているということで、順次進んでいくと、9月末をめどにしているということですが、集団接種もあるということですのでまた引き続き職員の皆さんは大変御苦勞ですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

ところで、4回目のワクチンはモデルナ製だというふうにお伺いしたことがありますが、3回目の接種でモデルナのワクチンが南国市でも廃棄処分があったというふうに聞きました。ワクチンの分配は市で決めることができないので、なかなかモデルナばかりになっても市としてはどうしようもありませんけれども、モデルナを敬遠される市民の意識の中で4回目の接種についてどのように接種率を上げていくというふうにご考慮されるのでしょうか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 高知県では、5月末までに、県内14市町村合わせて約6万回分のモデルナ社ワクチンが使用期限切れにより廃棄されました。南国市では、5月25日に有効期限の切れたモデルナ社ワクチン1,155人分を廃棄しています。全国的にも同じようにモデルナ社ワクチンを敬遠する傾向にあり、各地で多くのモデルナ社ワクチンが有効期限切れにより廃棄されています。

しかし、6月から7月にかけて4回目接種用として国から県に配布される約34万回分ワクチンのうち8割がモデルナ社製となっているため、南国市では個別接種、集団接種ともにモデルナ社ワクチンを使用する予定となっています。残りの2割のファイザー社ワクチンにつきましては、3回目接種の承認を受けていない、モデルナ社ワクチンが使用できない12歳から17歳の3回目の接種をしていない方約2,200人分と、1、2回目を接種していない12歳から29歳の男

性約1,300人に対しては副反応で心筋炎、心膜炎が疑われた報告の頻度が少ないとされるファイザー社ワクチンを優先的に確保する必要があります。4回目接種でファイザー社製ワクチン接種を希望する方は、12歳から17歳向けの接種でキャンセルが発生した場合などの余剰ワクチンを接種していただくか、ファイザー社ワクチンでの接種が再開するまで接種時期を待っていただかなければなりません。

1、2回目をファイザー社ワクチンで受けた後に追加接種でモデルナ社ワクチンを受けた場合、モデルナ製でも抗体価が十分に上昇したという報告もされています。また、モデルナ社ワクチンはファイザー社ワクチンより副反応が出やすいという報告もありますが、モデルナ社ワクチンにおける追加接種は1、2回目の接種で用いた量の半量となっており、2回目接種後と比較して発熱や疲労などの接種後の症状が少ないことが報告されています。これらの情報を市ホームページや広報で発信して接種率の向上を図ってまいります。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 私も1回目、2回目はファイザーで、3回目は個別接種ができなかったんでモデルナをやって、モデルナをやったら初めて熱が出たわけですけども、そういったこともありますが、ファイザー製については基本的にモデルナを打ってない低年齢層とかそういったところへ回していくということで、モデルナ製になるということだと思いますけれども、接種後の副反応のリスクよりも接種による感染予防、感染した場合の症状の軽減と、そういったことの効果が大きいということなど、情報提供をしていく必要があるのかなというふうに思いました。

次に、保育所、学校での対応についてお伺いしたいと思います。

5月下旬から急に暑くなってきてまして、今日はすごい蒸し暑いですけども、35度以上の真夏日もあると。そこで、マスク着用と熱中症との関係が非常に問題となっております。

市政報告では、校内での3密対策やマスク着用の徹底をはじめ、感染予防対策に取り組むということでした。マスク着用については、その必要性について、特に子供たちに考慮する必要があるということ、その問題ですけども、体温調節がまだ未発達な未就学児童への問題、それでも保育所や学校での感染が家庭内感染につながっていくと。どういうふうにしたらいいか判断が難しいと思います。高知県の指針では、就学前児童のマスク着用は一律に求めないということですけども、この一律に求めないというのは非常に曖昧で、保育所現場では苦勞されていると思います。もう少し丁寧な方針があればというふうに思います。

そこで、お伺いしますが、現在、南国市の保育所、学校での対応はどのようになっているの

でしょうか。それぞれお答えください。

○議長（浜田和子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（長野洋高） 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、子ども家庭局から各県宛てで、マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについての事務連絡がっております。その中で、基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけを変更するものではないことを示した上で、オミクロン株の特徴を踏まえ一時的に対応を強化してきた保育所等における2歳以上の子供のマスク着用について、オミクロン株への対応以前の取扱いに戻すこととされております。

これは、個々に発達の状況や体調を踏まえる必要があるため、他者との距離にかかわらずマスク着用を一律に求めないとするものであり、可能な範囲で感染拡大防止対策としてマスク着用をお願いするということになるかと考えております。また、施設内の感染状況や保育活動、行事の内容等、そのときの状況による判断でマスク着用について御協力を求めることが考えられますが、その場合でも無理強いをするものではございません。

○議長（浜田和子） 学校教育課長。

○学校教育課長（溝渕浩芳） 厚生労働省からマスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについてが公表され、厚生労働省のマスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて、及び新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更を踏まえまして、学校における児童生徒のマスク着用についての事務連絡が5月24日付でありました。

この事務連絡以前から学校教育活動においては、マスクの着用が必要ない場面として、十分な身体的距離が確保できる場合、気温、湿度や暑さ指数が高く、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるとき、体育の授業とされており、南国市の小中学校ではそういった対応を取ってきております。また、最近、全国で熱中症により多くの生徒が救急搬送される事案が複数回確認されており、今後さらに気温や湿度、暑さ指数が高くなることを見込まれることから、6月10日付で、体育の授業、運動部の部活中、登下校時においては特に熱中症のリスクが高いことが想定されることから、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外すよう指導することと事務連絡がっております。

基本的な感染対策を引き続き行いながら、児童生徒に対して熱中症の危険性を適切に指導し、保護者などに対しても感染症対策と熱中症対策に理解、協力を求めることが重要になってくると考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） それぞれありがとうございます。結局は、国が示した対応でいくという、それしかないわけですがけれども、6月10日付で何かマスクを外す指導をするようにということも、新たな方向も出されてきたということですがけれども、特に就学前児童や小学低学年の子供たち、自分で判断がしにくいまだ年代ですので、なかなか難しい部分がある。先生方は非常に苦労されていると思います。家庭の考え方もそれぞれ違うと思いますし、そういった意味で先生方の負担軽減の方法があればいいんですけれども、現時点ではなかなかそれも難しいのかなということが思われます。ぜひ、分かりやすくできればいいんですけれども、取り組んでいただきたいと思います。

それでは、今度、今後の対応についてどうしていくべきか、これからの対応についてお伺いしていきます。

今現在の状況は、感染者が多いけれども、比較的症状が軽くて自宅待機がほとんどで、医療機関が逼迫するような状況でもないということでこれからの対応が問題になってくるわけですがけれども、もう2年以上経過して、この間、各種の行事が中止されてきたということで、今年もまほろば祭りも中止になったということですし、私の地元の大篠地区でも恒例の豊年祭りが3年続けて中止ということになりました。人が多く集まって飲食を伴うような、このようなお祭りについては感染防止対策がなかなか難しいので、結局、開催を見送るということになっているというふうに思います。

一方で、イベントごとについて規制緩和が非常に進んでいます。サッカーなんかは声出しがオーケーになっているエリアを区切ってやっているようですし、テレビで見たんですが、ある人気アイドルグループのコンサートは7万人でやったというような、非常に緩和がされてきているということです。しかしながら、声出しエリアはいいんですけれども、そうでない場合に声を出すなどと言ってもなかなか難しい部分があるのかなというふうに思います。

イベント、行事を開催するか否かの判断は結局どのようにしたらいいのか、なかなか難しいというふうに感じています。私たちの身近な地元の行事はどのようにしたらいいのか、感染対策本部の危機管理課長、お伺いしたいと思います。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 本市の新型コロナウイルス感染症対策は、国の基本的対処方針、及び高知県による県内の感染状況を踏まえた対応方針に基づきまして、本市の感染状況を踏まえた基本方針と具体的対策を定め、進めております。市民の皆様が実施するイベント等の開催につきましても、国、県の考え方を踏襲しており、イベントへの参加人数や開催場所の収容率を基

準として、必要な感染防止対策を徹底した上で開催することをお願いをしております。

どのように対策を行っても感染が発生することを完全に防ぐことは難しいことですが、必要な感染防止対策を徹底した上で、万が一、感染者が判明した場合の対応を関係者で確認、共有することによって実施の方向に進めることが肝要であると考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 確認ですが、先に参加人数や収容率で判断と、基準ということで、5,000人か50%が多いほうということだったかと思えますけれども、南国市で考えたら現実的にはそんな大きな規模のイベントってなかなかないんじゃないかなと思いますので、基本的には感染防止対策が徹底されていたら特には規制はないということによろしいでしょうか。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 本市では、イベント等の集客数がほとんどの場合、現在の定められております国、県の基準より少ないため、必要な感染防止対策を実施していただくと開催は可能であると考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） そういったことで、基本的には感染防止の徹底ということですがけれども、これからは経済活動を回しながらコロナ感染症と付き合っていくということになっていきます。

今は、懇親会なんかもワクチンの3回接種をした人か、抗原定性検査で陰性証明がある人とかいうことで、飲食時以外はマスクを着用してオーケーという方向で進んでいますけれども、アルコールが入ったらなかなかマスクをしない人が出てくると。けど、マスクをしてくださいともなかなか言いにくいと、非常に難しいところがあると思えますけれども、一方でマスク着用の必要はない場合もいろいろ例示されてきています。私は、趣味でランニングしますけれども、さすがにマラソン、走るときにはマスクを外してますけれども、普通に歩いて移動するときなんかは人目を気にしてマスクをつけてます。集団心理といいますか、なかなかマスクを外して外へ出るのは難しいというような感じですがけれども、マスクを着用しないということも方向性が出てきておりますけれども、なかなか個人に任されても難しいなと思えます。

そういった形で外出時にも自粛していく、マスクの着用はかなり徹底されている、そういった日本人の国民性というのは本当にすばらしいなと思えますけれども、これから感染防止と経済活動、地域コミュニティの関係でどういったふうにしていったらええのかっていうのは本当に悩ましいところだというふうに思います。高知県ではその対応の仕方が示されていて、南国市もそれに合わせているということですがけれども、なかなか分かりにくいです。

そこで、質問ですけれども、改めて現在の対応はどうなっているのか説明していただけますでしょうか。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在の本市の対応といたしましては、基本的には国、県の求めます基準に準じるということになっておりますが、具体的には、会食におきましてはイベントの開催と同じく必要な対策を取ることにより実施は可能となっております。その他、外出や他県との往来なども含め、国や県と同様に基本的には感染対策の徹底や、一定の条件付で行動の緩和を進めております。その中で、5月23日には、国の基本的対処方針におきまして、マスク着用の考え方が改定されました。屋外か屋内か、距離を確保できるかできないか、会話の有無などにより、場合によってはマスク着用も必要としない場合もあり、感染予防対策として必須であったマスク着用についても徐々に緩和が進んできております。

本市におきましても、国、県のマスク着用の方針に準じましてマスク着用の方針も決めております。市の職員につきましては、屋内であればマスク着用といったところは遵守していくという方針を現在のところ進めております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 屋外か屋内かとか、会話するかせんかとかってというようなことで判断していくということですが、個人差がありますので、判断基準に、なかなか難しいですけど。私、たばこを吸うんですけれども、最近は喫煙所へ行くと、たばこを吸うときはマスクを外しますので、そこで大きな声でしゃべっている人がおるとというようなことでなかなか難しい部分はありますけれども、そういったところで判断基準っていうのが個々に任されているという状況ですけれども、そんな中でこれからウイズコロナということで、今後どのように進めていくべきかと市長はお考えか、市長にお伺いしたいというふうに思います。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 今後につきましては、ワクチン接種ということが非常に重要であると思っております。そういった感染予防対策は着実に進めていくということが大切です。それとともに、ウイズコロナということで経済を回していく、また市民の活力を上げるということで、そういう取組、イベント等も実施をしていかねばならないというふうに思っております。YOSAKOIソーランの記事が最近出ておりましたが、そういったイベントをやることによりまして、市民の生きがいついていうか、活力が上がるということにつながると思っておりますので、そういったイベントは、できるものは実施していく必要があるというふうに思っております。

ただ、社会全体が感染リスクというものを一定引き受けないといけないということになると思います。それと、それを引き受けることによって、周りの方からそういった感染したことに対して非難をされないとか、そういう環境づくりをしていかないといけないというように思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 社会全体で感染リスクを一定引受け、どういうことかあれですけども、社会全体で責任を負うていかないかなかなというふうな、感染者が出たからその感染したところが悪いとかいうふうな、そういうことじゃないっていうふうなことなのかなというふうに思いますが、商工業者の方々からはコロナによる規制はやめろというふうなことも耳にします。市民は、感染はしたくないけれども、活動はしたいということだというふうに思います。繰り返しになりますけれども、日々の行動の仕方がなかなか分かりにくいというのが今の実態だというふうに思います。

そういったことで、市長も言われましたけれども、ウイズコロナ、これからの活動についてぜひリーダーシップを発揮して、こうしてくれとはっきり言っていただけたらというふうには、市長の市民へのメッセージはどんなものかということで市長にメッセージをお伺いさせていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど答弁したと重なるわけですが、一定感染のリスクというものはあるものの、以前のように重症化っていうようなことが少なくなってきたというふうなことも踏まえまして、イベント等の開催をする、市民の活力を上げていくってことを方針の中で許される基準の中でできるだけ取り組んでいくってことが必要であると思っておりますので、これは社会全体の中で御理解をいただかないといけないということであると思っております。できるだけ平常の市民生活を取り戻すべく、方針に基づきました取組を実施していきたいと、実施していただきたいと思うところです。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） ありがとうございます。社会全体でリスクを背負うというふうなことでですけども、とにかくそろそろイベントごとも開催して行ってほしいかなと、地域でもそういった活動をしてほしいかなというのが市長の思いかなというふうな受け止めました。

次に、3項目めの公園整備について質問します。

時間が大分来ましたけれども、昨年6月議会でも公園整備について質問しましたけれども、

吾岡山文化の森の子どもの広場が立入禁止に現在なっています。ゴールデンウィーク前から10月末までというようなことが広報に出ておって、半年以上ということです。ここには約1億円かけて遊具を整備して1年で今の状況ということですが、私も非常にうかつでしたけれども、昨年の12月議会で補正予算が組まれて、約6,000万円が組まれて繰越明許も承認されていますけれども、本来そこで聞くべきでしたけれども、改めて今回質問させていただきますが、今回の事態に至った原因を説明していただきたいというふうに思います。

○議長（浜田和子） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 吾岡山文化の森公園子どもの広場につきましては、老朽化した遊具の撤去をし、新たな遊具を設置する再整備工事を令和2年3月15日から着手をいたしました。その遊具の再整備工事に加えまして、のり面の植生工事、子どもの広場内の遊歩道の補修工事、及び階段の設置工事なども一緒に実施してまいりまして、令和2年12月22日にリニューアルオープンをいたしました。しかしながら、令和3年8月の豪雨によりまして大量の雨水がのり面を流れ、表面を洗い流し、のり面の山肌がむき出しの状態になったことから早急に土のうを積むなどの応急復旧工事を施し、これまで運営してまいりましたですけれども、安全面を考慮し、大雨のシーズンが来るまでに根本的な復旧工事を終わらせたいということから、復旧工事に着手するため、リニューアルオープンから僅か1年3か月で園内の立入りを禁止せざるを得なくなりました。市民の皆様には大変御迷惑をおかけしておりまして、大変申し訳なく思っております。

このような事態に至った原因といたしましては、限られた予算の中でのり面を保護する最も最適な工法を検討した結果、のり面に植物の種子を吹きつけて、植物を根づかせてのり面を保護する工法を採用し、施工をいたしましたが、養生期間中にオープンしたことから、種子が十分に芽吹くまではのり面内に子供たちが入らないように前面にプランターを置き、ロープを張って立入禁止の看板を設置するなどして対策をしておりましたですけれども、それでも子供たちがのり面の中に入って、のり面を滑ったりして遊んだことから種子が十分に芽吹かず、植生が進まなかったということに加えまして、種子の吹きつけ箇所は吾岡山の中腹にございまして、雨水が集まりやすい地形でもあったところに8月の豪雨により雨水が一気にのり面を流れたため、のり面の表土が流され、山肌がむき出しの状態になり、今回の事態となったこととさせていただきます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） のり面に植物の種をまいてそれで地盤を強くしていくということだった

けれども、ロープを張っておいた立入禁止区域に子供たちが入ってというようなこともありましたが、子供ですからそういったことも予想されたのかなと思いますけれども、いずれにしてものり面、山の傾斜にそういった施設を造るということは安全性の確保ということが問題になってくると思います。先日の高知新聞には、2018年の西日本豪雨での広島のと砂災害のこともありましたけれども、そういった中で傾斜崩壊のリスクの調査をすることの重要性が言われてました。熱海の土砂災害もそうなんですけれども、山にそういった施設を造ることの安全性の確保というのは非常に難しいんですけれども、だからそういった調査ってというのはかっちりする必要があるというふうに思います。

そこで、質問ですけれども、今回の復旧工事の原因ですけれども、それに至った可能性、危険性は遊具を整備するときには予見できなかったのでしょうか。

○議長（浜田和子） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） のり面の表面をそのままの状態にしておくことは危険性を伴うことであると認識しておりましたので、安全面を考慮し、対策を検討した結果、先ほども言いましたのり面の植生工事を実施いたしました。のり面の植生工事を施すことで植物がある程度根つき、一定のり面が保護され、安全性が高められると考えておりましたので、これほどまでに種子が芽吹かないことになろうとは思ってもおりませんで、今回の事態に陥ることは予見できなかったということでございます。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） なぜお伺いしたかということ、1年ちょっとではや復旧工事をせないかんと。想定外というのはありますけれども、特に子供たちが遊ぶ場所ですので、そういったことの安全性の確保をきっちり調査してやっていくべきじゃないかなということでお伺いしたわけです。実際に私も孫を連れて遊びに行ったら、急傾斜で危ないなと思ったりとかいうように感じたことがありました。子供たちが遊ぶのにはくれぐれも危険のないような、事故防止の徹底をお願いしたいというふうに思います。

ところで、子どもの広場は条例化というようなことで、位置づけが今、条例上はつきりしてないですけれども、昨年、都市整備課で伺ったところ条例化を検討しゆうということでしたけれども、その後どのようになってるのでしょうか。

○議長（浜田和子） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 現在、都市公園を含む市内全ての公園、広場の設置及び管理に関する条例案を、南国市都市公園条例を改定する形で検討をしております、早ければ9月議

会に上程させていただきたいと考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 都市公園もそうですけど、市が造ったものはかっちり位置づけをしておかないといけないというふうに思います。

ところで、話が変わりますが、先日、私、愛媛新居浜のマイントピア別子に行ってきました。そこには大人の体力強化というようなものまで、大人と子供と一緒に遊べるような公園でした。非常に広い芝生の中にそんなものがあって、以前、私が現職のときに後免町の活性化で、今アンパンマンミュージアムの財団が管理してるとは思いますけども、やなせたかし先生の、柳瀬医院の跡地の公園ですけれども、あそこにそういったものを設置したらどうかって言う人がおりました。

大人も一緒に遊べるような、そういった施設を造ったらどうかなというふうに思います。なかなか公園が少ないですけれども、そういったことは考えませんか。

○議長（浜田和子） 都市整備課長。

○都市整備課長（若枝 実） 現在、本市では、新たに公園に遊具を設置する場合には地域住民の方などに意見をお聞きし、地域住民の御意見をできるだけ反映させるようにしております。今後、新たに公園に遊具等を設置する場合、地域住民の皆様からストレッチや軽い運動など、体を鍛えることや、健康づくりを目的とした大人の遊具の設置の御希望がございましたら、大人も遊べる健康遊具等の設置を検討してまいりたいと考えております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） ありがとうございます。いずれにしても、再三指摘していますが、公園が少ない。子供たちが遊ぶところ、大人も、私たちも憩える場所っていうのが本当に少ないと思いますので、ぜひ公園の整備を市長にお願いすることになりますけれども、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

最後の4つ目、不妊治療についての質問に入ります。

不妊治療につきましては、菅政権当時に看板政策として掲げられて、今年の4月から保険適用となっております。私は、昨年12月議会で特に不妊治療に対する助成制度について質問しましたけれども、南国市の助成は国、県の上乗せ助成ということで、市単独のものではないということです。

先日テレビで見たんですけれども、今回、不妊治療の保険適用になってはいますが、同時に国の助成制度がなくなったということでした。保険適用になったので自己負担が軽減され

てよかったというふうに単純に思うわけですが、実際にはどんな治療でも保険適用になったわけではなくて、治療方法、治療薬によっては保険適用外ということで、助成制度がなくなった分、経済的に厳しくなったという事例が報道されておりました。不妊治療をされる方というのは、何とかして子供を産みたいというふうな切実な願いの中で治療をされているわけで、保険適用だとか、自由診療だとかいうことに関係なく、そういった切望をされているということです。保険と、それから自由診療は併用できんというふうなことで、結局、自由診療を選択するという方がおられるという話をされておりました。専門的な医学の内容はなかなか私も分かりにくいですが、少なくとも保険適用で解決してたとか、不妊治療が前進したとか、そういう状況ではないというふうに感じます。

そこで、保健福祉センター所長にお伺いしますが、まず昨年12月議会でお伺いしたときに、助成制度を活用されてる人が平成30年には49組、令和元年には50組いて、助成額がそれぞれ約263万円と約312万円ということでした。その後、令和2年度、令和3年度の助成の状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 西山議員の質問にお答えします。

令和2年度に一般不妊治療の助成制度を利用された方は24組、助成金額は99万550円、特定不妊治療は31組、助成金額は253万9,701円となっています。令和3年度は、一般不妊治療16組、助成金額は91万1,140円、特定不妊治療は46組、助成金額は384万8,905円となっております。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 今お伺いしたら、年々この助成制度を活用される方は増えているし、それから助成金額も増えてきてますけれども、あえてその一部と言いますけれども、一部が保険適用となってましたけれども、この4月以降、助成制度はどうなってるのでしょうか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 不妊治療の保険適用につきましては以前から議論が進められており、令和4年1月に正式に決定したため、この4月から不妊治療のうち、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精が保険適用となりました。このうち、特定不妊治療とされていた体外受精、顕微授精につきましては、治療開始時点で43歳未満の女性が対象となり、子供1人につき、女性の年齢が40歳未満であれば6回まで、40歳以上43歳未満であれば3回まで保険適用を受けることができます。男性の場合は、年齢制限はありません。

これを受け、県は、保険適用外となっている特定不妊治療の一部の治療と43歳以上の女性の

方に対しての助成として、高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱を改正しました。不妊治療の保険適用への円滑な移行支援分として、令和3年度中に開始した治療で令和5年3月31日までに終了した1回分の治療について30万円、中止になった場合は15万円、男性不妊治療につきましては30万円の現行どおりの助成を実施しています。令和4年4月1日以降は、高知県特定不妊治療支援事業として、凍結した胚を解凍して移植する治療につきましては1回の治療当たり3万円を1子につき6回、40歳以上43歳未満であれば1子につき3回助成し、治療開始日の年齢が43歳以上の女性の方につきましては体外受精または顕微授精による新鮮胚、凍結胚、解凍胚移植治療を対象として1回の治療当たり30万円、中止になった場合は15万円を1子につき3回助成することになっています。

市としましては、年度当たり5万円を限度に2年間助成していた一般不妊治療の助成は終了いたしますが、対象者が負担した額から県の助成額を控除した額、1回につき10万円を上限に助成していた特定不妊治療の助成につきましては、県の要綱改正に準じて特定不妊治療の一部と43歳以上の女性の方に対しての助成を継続できるよう要綱改正の作業を進めているところで

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） なかなか複雑ですけれども、専門的なことで私にはなかなか分かりにくいですが、以前にこんなチラシがあったので市民が分かりやすいようにまとめたらええのかなというふうに思いますけれども、今、要綱改正の作業を進めてるっていうふうに、4月1日からもうあれですので、早くしなければいけないというふうに思います。

確認ですけれども、要するに保険適用外の治療方法を選択した方は、国の制度がなくなった分、助成額が減ったというふうで間違いありませんか。

○議長（浜田和子） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（藤宗 歩） 場合によってはそのような場合もあります。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 場合によってはということですが、いずれにしてもそういった方がいらっしゃるということは事実で、保険適用になったがために負担が増えたということ、これは本末転倒な話だというふうに思います。

今後、要綱の改正などもありますけれども、あくまでも南国市の助成制度っていうのは県の助成の上乗せということですが、不妊治療への助成っていうのは少子化対策としても非常に重要な政策だというふうに思います。

そこで、市長にお伺いします。

市長は、再三、市民に寄り添った市政を実現すると言われます。市民に寄り添うという意味では、不妊治療の助成で保険適用になったら逆に負担が増えたというようなことがあってはいけないと思います。そういった意味では、県の上乗せだけではなくて南国市独自の助成制度をつくと、そういったお考えはありませんか。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） これまでの不妊治療は自由診療で行われていたため、高額な治療費が大きなハードルになり、不妊治療に踏み切れなかったという方たちもいたはずであります。保険適用で治療が受けられるようになったということで経済的負担が軽減され、少しでも早い時期に専門的な医療機関を受診することにより妊娠する可能性が高くなるのではないのでしょうか。また、保険適用になったことにより、不妊は治療の対象であるという認識が社会全体に広がり、治療で仕事を休んだり、早退したりすることへの理解が得られやすくなることもメリットの一つであると言えるのではないのでしょうか。一方で、治療が標準化し、個々に合った治療ができなくなり、保険適用外である治療や医薬品を使用すると自由診療となるため、かえって自己負担が増える場合も想定されるところであります。

現在のところ、具体的な市独自の助成制度はまだ考えていないところでございますが、他市町村の助成状況も見ながら市独自の助成を検討することは大変意義のあることであると考えております。以上です。

○議長（浜田和子） 西山明彦議員。

○3番（西山明彦） 独自も考えていくということで、ぜひそれは考えていただきたいというふうに思います。

市長が言われましたように、保険適用になって治療ができるようになったという方も多くいらっしゃると思います。けれども一方で、先ほど紹介したように、適用になったがために国の助成制度がなくなって実質的に負担増になったという方、結構な額が必要なわけですので、それから今、市長が言われましたように、社会的に認め合うということが、前の高知新聞にも、2年前ですけれども、ありましたけれども、職場でも仕事を休まないかと、なかなか理解してもらいにくいというのがある。それからプライバシーのことですので言い出しにくいというようなこともあって、そういったことで悩まれている方もおるといふふうに報道もありますけれども、今の少子化の中で南国市に住んでよかったと思っただけのように、特に若い世代になってきますので、対象が、そういった方々に南国市においてよかったと思っただけ

ように、ぜひ今言われたように市独自の制度も検討していただけたらというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浜田和子） 21番今西忠良議員。

〔21番 今西忠良議員発言席〕

○21番（今西忠良） 御苦労さまでございます。

一般質問、初日2番目に登壇をします社民党の今西忠良でございます。通告に従って順次質問をいたしますので、答弁のほうよろしく願いをいたします。

まず1項目めは、市長の政治姿勢、憲法と平和行政についてであります。

新型コロナウイルスが日本社会の脆弱な部分をあらわにしてきました。コロナ感染に直面をして2年半が経過をしました。この間、我々は、社会の様々な問題に気づかされてきました。医療費削減のためとして国公立病院の統廃合、病床の大幅削減、保健所の削減と命を切り捨て、公的検査さえおざなりにした政策のツケが医療崩壊を招き、命を救えない現実ももたらしてきました。そして、コロナ禍が生活困窮者、女性、非正規労働者を直撃をし、深まる社会の格差、分断は深刻であります。まず、飲食サービス業や旅行業などで働く非正規、女性労働者を直撃をし、失職した人は100万人も超える現状であります。特に、働く女性の自殺者も増え、ホームレス化をするなど、また女性の生理の貧困も社会的な問題になっています。我々は、今、公共を切り捨て、市場競争経済に丸投げの新自由主義政策からの転換も迫られているのではないのでしょうか。

少し角度を変えてみましても、ジェンダーギャップ指数は先進国最低、156か国中120位、男女の賃金格差は先進国ワースト2位、子供の精神的幸福度は先進国38か国中37位、独り親家庭の貧困率が約5割で先進国最低の水準であります。こういう実態が背景にあることは明らかであります。この状態は、憲法第11条の基本的人権の尊重や第13条の幸福追求権、第25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がないがしろにされている表れではないかと思えます。

近代憲法は、政治権力の暴走や恣意的な行為を許さず、憲法によって国民の権利を守るという基本に立っています。それゆえに憲法99条では、裁判官や政治を担当する国会議員、公民などに憲法を尊重し擁護する義務で縛りをかけています。憲法擁護義務を負う市長として、平和憲法に対するまず認識と所見をお聞かせください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 日本国憲法は、第2次世界大戦後、再び戦争を繰り返さないために基本原理を国民主権、基本的人権の尊重、平和主義としまして、恒久の平和を念願している平和憲

法であると認識をしております。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市長のほうから簡潔に、模範答弁と言いますか、いただきました。

日本国憲法の平和主義、基本的人権の尊重、国民主権という基本構造に本県の自由民権家、植木枝盛の理論が圧倒的な影響力を与えていることは明らかにされています。植木枝盛は高知市の生まれで、立志社結成集会で板垣退助の演説に感激をして自由民権運動に参画をしてまいりました。自由民権運動は、明治の初めの藩閥政治、官僚政治に対する反発ということから、板垣退助、後藤象二郎によります民選議院設立の建白書の提出に端を発して展開された運動と言えるのではないのでしょうか。

日本国憲法の誕生には、民間の憲法研究会の案が大きな役割を果たしてきています。植木枝盛は、今日の憲法9条につながる軍事縮小、廃止をすれば福祉が増進するとその有効性も説いておりますし、また第9条第2項については幣原喜重郎首相の発案だったことも示し、こうした形で見れば日本国憲法はメイド・イン・ジャパン、メイド・イン・土佐だと指摘をされた経緯もあるわけでございます。さらに追加をすれば、第25条第1項の生存権規定も国会審議の中で追記をされてきました。憲法制定の過程の史実をひもとけば土佐人として誇らしくさえも感じますし、憲法制定から75年を経ても大多数の国民が現行憲法を支持していることは確かでありますし、国民の間に定着もしていると言えます。

日本の民権思想、特に土佐の自由民権運動を源流として成立したのが日本国憲法だと思いますが、改めて市長の思いと言いますか、所感をお聞かせください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 土佐っていうところは自由民権運動の発祥の地ということでございまして、植木枝盛また板垣退助を輩出した地でありますので、この地から植木枝盛が起草した東洋大日本国憲法というものが主権在民や基本的人権、地方自治など、現行の日本国憲法に大きな影響を与えたというような内容でございますので、そういった平和憲法はこの土佐の輩出した偉人の皆様が大きく影響を与えた憲法であるということで、誇らしいところでございます。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。市長のほうから見解なり思いを述べていただきました。

次に、非核平和都市宣言の決議についてであります。

昭和58年の建設する決議の内容は、世界と日本の恒久平和実現は南国市民の悲願であり、核兵器の全面禁止と非核三原則の完全実施を求めています。また、平成21年12月16日の非核平和都市宣言では、私たちの南国市は豊かな美しい自然に育まれて発展をしてきました。今その恩恵を受けながら生きる者として、このかけがえのない豊かな自然を平和で美しいままに後世に引き継ぐことは私たちに課せられた大切な責務であります。しかし、今なお世界では、地域紛争やテロの頻発など、人間の生命の尊厳を踏みにじる行為が繰り返される中で、核の小型化や拡散が進み、世界の平和と人類の生存に脅威をもたらしています。

日本は、世界唯一の被爆国です。人類破滅に導く核兵器の廃絶と平和の尊さを訴え、世界の恒久平和の実現を希求することは全ての市民の願いですと、このように高らかに宣言をして決議をされてきた経過があります。この決議の趣旨に沿って今日までいろんな活動や取組、そして市の平和行政の推進、あるいは市民に向けての啓発、発信等もされてこられたと思いますが、これについてお尋ねをいたします。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 昭和58年に議決された非核平和都市を建設する決議、また平成21年に議決された非核平和都市を宣言する決議、これらは議会のほうで決議をされたものでございます。これらのことから、平成22年12月1日付で平和首長会議に加入し、平成26年度には日本非核宣言自治体協議会に加入しております。

市としての取組としましては、広島、長崎の原爆投下された日には原爆死没者に哀悼の意をささげるとともに、世界恒久平和の実現を祈念するため、原爆が投下されたそれぞれの時間に、また終戦記念日には平和を祈念し、正午にサイレンを吹鳴しております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 総務課長のほうから答弁もいただきましたけれども、あまり活動というか、そういう実績も少ないようであります。

以前取り組まれていたように私も思うんですけれども、8月の終戦記念日、あるいは長崎や広島に合わせて庁舎の1階を使つての平和展、そうしたもんが行われてきたように思っていますけれども、新しくできました地域交流センターMIARE!での、市民と行政が知恵を出し合いながらいろんな形で平和展なり平和へ向けての発信をしていくことも非常に大事じゃなかろうかと思いますが、この点について改めて総務課長にお聞きをします。

○議長（浜田和子） 総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） 議員のおっしゃるとおり、平和に

ついでに行事等、なかなかやっていないところが多いと思っております。そういうことで、なるだけ平和の式典、展覧会とかそういうふうな作品展とかを検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

次に、竹内信人教育長にお尋ねをしたいと思います。

小中学校における平和教育の一環としては、修学旅行で広島や沖縄などを訪問しながら平和学習の取組を今日までずっとされてきてると思っております。

日章の海軍航空隊ができる経緯について少し述べてみたいと思っております。政府は、中国との戦争に全力を挙げるために、1938年、昭和13年に国家総動員法を決めました。この法律によって、日本国民をどこでも政府が必要に思う業務に就かせることができるようになりました。1942年、昭和17年、南国市日章地区旧三島村に軍用飛行場を造るときには、県内の学生や生徒が総動員をされて誘導路や掩体壕造りに奉仕をしたとの記録も残されています。こうして三島村は、軍用飛行場として国に強制的に買い取られることになり、先祖代々住み慣れたふるさとを住民が涙を拭いながら離れていかざるを得ませんでした。

災害時には住民の避難場所であった命山、久枝山と言われるがも次第に削られて飛行場になってきたわけであります。高知海軍の航空隊が存在したところであり、掩体やトーチカなど、多くの戦争遺跡があります。掩体コンサートが行われてもいましたし、平和教育の一環でいろんなイベントや祭り、あるいはその地域を活用しながらフィールドワークなどの取組も進められるのではないのでしょうか。

今、掩体など、様々な角度から戦争遺跡として見直されてきています。学校教育における平和学習、今日までの様々な実践も含めて、教育長にお答えをいただきたいと思っております。

○議長（浜田和子） 教育長。

○教育長（竹内信人） 学校教育におけます平和教育、平和学習につきましては、小中ともに積極的に行われております。特に、現在のウクライナにおける戦争の状況が情報としてたくさん入ってきている中では、平和を希求することがいかに重要であるかを学ぶ絶好の機会であるというふうにも捉えております。

南国市内の小中学校では、今西議員がおっしゃいましたように、以前から修学旅行で広島、それから沖縄等、平和学習や、また日常の学習活動の中にも地元の戦争遺跡についての学習や清掃活動等、それぞれの学校が実情に合わせて取組を行っております。

昨年度の取組ということで一例紹介させていただきますが、昨年は大篠小学校の6年生が総合的な学習を通して、これまでの平和学習を一步深める形で、1年間、平和をテーマとして取り組んでおります。この取組はテレビ局も密着取材をしていましたので御覧になられた方も多いとは思いますが、子供たちは平和資料館の館長さんや、北方領土の元島民の方、高知地域資料保存ネットワークの方、またパレスチナ在住の日本国際ボランティアセンターの方、平和記念公園ガイドでシンガーソングライターの瀬戸麻由さん、またパレスチナとイスラエルの子供たちとの交流等、直接お会いすることや、またオンライン等で多くの人々と交流することで平和への願いを高めてきました。また、戦争遺跡の清掃活動や戦争遺跡の保存について、行政へのプレゼンテーション、また新聞等への投稿などによって情報発信にも努めてまいりました。そして、子供たちは、学習の集大成として、世界の平和を願い、思いを届ける歌を世界に発信したいということでシンガーソングライターのう～みさんと一緒に作詞を行い、瀬戸麻由さんに作曲を依頼し、smile&peace!!という曲を完成させました。そして、これを映像制作会社の支援、協力を得ましてミュージック動画として作成をいたしまして、ユーチューブで配信したという取組を行っております。ぜひ御覧になっていただきたいと思いますが、このように多くの人々、多くの方々に御協力いただきまして子供たちは大きな達成感を得ることとなりました。

一例を紹介させていただきましたが、その他の学校においても地道な活動、取組が行われているというのが南国市の現状でございます。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 教育長、ありがとうございました。非常にすばらしい取組といいですか、貴重な実践活動、平和学習、平和教育の取組であったと思いますし、これを南国市民が、あるいは南国の小中の子供たちが次につなげていけるものにずっとしていただきたいと思えます。貴重な答弁をいただき、ありがとうございました。

次に、3点目に入ります。

ウクライナ問題と憲法改正についての動きですが、今年2月24日、ロシアはウクライナへ軍事侵攻を開始をし、全土で戦闘が続いています。平和と共存の21世紀なんですけれども、ロシアがウクライナに侵攻し、当初は短期戦と予想もされていましたが、ウクライナの必死の抵抗と各国の支援や対ロシア経済制裁もあって長期化をしています。これだけ子供たちや無辜の市民の犠牲が出ているのに新たな惨劇に突き進む戦争の狂気と理性を失う恐ろしさ。ロシアによるウクライナへの攻撃は、国連憲章、国際人道法違反の戦争犯罪だと言えます。ロシアの蛮行

には怒りを禁じ得ません。なぜ誰もこの戦争を止めることができないのか、長期の戦争に国際社会はこんなにも無力なのか、絶望的な気持ちにもなってまいります。

ウクライナ危機に乗じて、力対力の大軍拡を進める危険な道へ今進もうともしております。岸田首相は、日米首脳会談で敵基地攻撃能力の保有の検討を言及もしましたし、防衛費の相当な増額についても約束をしてくれております。敵基地攻撃能力の保有は、これまでの政府の憲法解釈をひっくり返す無法なもので、戦争放棄を内外に宣言をした憲法9条の下では許されないことは火を見るより明らかではないでしょうか。

政府の果たす役割は、紛争を絶対に戦争にしないことであろうと思います。憲法9条を生かし、戦争を起こさせない外交とその知恵を尽くしていくことが大事ではなからうかと思っております。このようにウクライナ問題や紛争に乗じて、危機感をあおりながら改憲への道を進んでいくことは決して許すことはできません。こうした動きについて、市長の所見をお伺いをいたします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） このたびのロシアによりますウクライナへの侵攻ということにつきましては、誠に人権を無視する暴挙であるというように思っております。ロシアのウクライナでの行動ということを経ノサイドという言葉も使われておりますが、非常にひどい行為を行っておると思っておるところでございます。今後どのようにこれが終息していくのか、本当にまだ先の見えない状況でございます。このような状況を受けまして、フィンランドとスウェーデンという2国もNATOに加盟申請を行っておるという状況であります。間近で他国からの軍事侵攻の脅威というものを目の当たりにして自国が同じような事態にさらされる危険性ということ懸念し、そういった申請に至ったものであるということであると思っております。

日本におきましても、ウクライナ情勢を受けまして、今西議員のおっしゃったように改憲論ということが今言われておるところでございます。いつそういった暴挙というものが日本に起こるとも限らないというような意見もあるのがその背景かなというようにも思うところがございますけど、それにつきましては、様々な改憲には意見がありますので、恒久的な平和を念願している平和憲法の改正ということにつきましては慎重に議論をしていただきたいと思いますところですので。以上です。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市長、ありがとうございます。市長は、改憲については慎重な議論が必要と述べられましたので、憲法前文や9条の意義をしっかりと見据えて今後とも対処、対応をしていただきたいと思います。

次に、続いて憲法についてでありますけれども、憲法の前文は第2次世界大戦の惨禍を踏まえ、戦争を繰り返さない決議や国民主権、国際協調主義の考え方を明らかにするなど、本文と一体で重要な意味を持っています。変える必要がないばかりか、これを変えることは戦後の日本社会の出発点を覆すことにほかなりません。

現行憲法が一国平和主義だとする批判もありますけれども、我々は全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存をする権利を有することを確認するとうたっているように、日本1国だけではなく、平和のうちに生存をする権利、平和的生存権が世界の人々の権利だと明確にしているのが前文ではないでしょうか。何と云っても、軍国主義と戦争への深い反省から徹底をした平和主義を貫き、戦争をしないことに加え、戦力を持たないことを定めています。平和主義の規定である第9条2項が注目をされていますが、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三原則全体を位置づけている前文であります。多様な人権保障を規定をした11条や13条、24条、97条、さらに権力分立を定めた41条、65条、76条、法の支配を完結するための98条、81条など、多くの条項が相まって、世界でも先進的と言われる憲法体系を形成しているのが日本国憲法だと思います。

さきの大戦の教訓の下に生まれた平和憲法、戦争をしない国日本であり続けるためにも平山市長の思いを改めてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほども申し上げたところでございますが、日本国憲法は再び戦争を繰り返さないという恒久の平和を念願して公布された平和憲法ということであります。9条は、戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認が規定されておるところでございますので、これからもその先進的な平和憲法であります日本国憲法を守り、人々の貴い命と平和な暮らしを理不尽に奪う行為を行わず、平和的解決を目指していくべきであると考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございます。

最後に、武力によらない平和貢献についてであります。

2001年に米国で起きた同時多発テロへの報復として始めた戦争は、米国で最長の戦争となり、民間人を含む16万人を超える犠牲者を出し、大混乱をさせた末に、昨年8月に混乱を放置をし撤退せざるを得なくなりました。こうした中で、テロはなかなかなくなるどころか世界に拡散をしているのが現状ではないでしょうか。世界に目をやっても、民族や宗教による紛争、さら

には大国による覇権主義等によって争いが絶えないのが今の地球上ではないかと思っております。

我が国は、日本国憲法にうたわれている平和主義の理念に基づき、国際社会の中で様々な貢献に取り組んできたことも事実であります。日本は、戦後、平和憲法の下、一度も戦争に巻き込まれることもなく、一人の犠牲者も出していないのが現実であります。武力によらない平和貢献について、市長の所信をお尋ねします。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 恒久的な平和を念願している日本国憲法、度々申しますが、それを守り、二度と、再び戦争を繰り返さないために対話と交渉による平和的解決を図ることが日本の平和貢献につながるものと思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 市長のほうからは思いを一言で述べていただきました。ありがとうございます。

岸田首相は、新しい資本主義を唱える中、骨太方針には自民党の、軍事費、GDPの、国内総生産の額の中の2%の提言も取り組もうとしておりますし、5年以内には防衛力の抜本的な強化を盛り込んでいます。軍事費だけ特別扱いにしたことは極めて重大なことではないかと思っております。また、ロシアのウクライナ侵攻に便乗して核の共有論もお持ちになっていますが、非核三原則を堅持をしていく立場からも、原子力基本法をはじめ国内法を維持する見地からも私たちはなかなか認めることはできないわけであります。広島、長崎の惨禍を体験をした唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約に一日も早く署名、批准することが日本の果たす役割と言えるのではないのでしょうか。

武力で平和はつくれません。被爆国として核のない世界を目指していくことこそが今一番大切で、求められ、問われていることではないのでしょうか。

これで憲法の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浜田和子） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午後0時 休憩

————◇————

午後1時 再開

○議長（浜田和子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。21番今西忠良議員。

[21番 今西忠良議員発言席]

○21番（今西忠良） それでは、午後になりましたけれども、2項目めの防災行政に移りたいと思います。

平成23年3月11日午後2時46分に発生した三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖の地震により、未曾有の大津波が発生しました。海底の大量のヘドロを巻き上げた黒々とした巨大なうねりが護岸工事が施された強固な堤防をもいとも簡単に乗り越え、かつ破壊をし、町を飲み込み、多くの命が奪い去られました。東日本大震災から10年が経過をした今年の3月10日の時点で、死者は1万5,899人、行方不明者は2,526人、建物の全壊被害は12万2,000戸にも上り、地震の規模を示すマグニチュードは9.0、最大震度は7を記録をしましたが、犠牲者の多くは地震発生直後に沿岸部を襲った大津波によるものでありました。大津波の最大遡上高は約40メートルにも達し、記録に残っている限りでは日本で最大の津波であったことが確認もされているところであります。近い将来、その発生が確実視をされる南海トラフ地震は、本市にとって東日本大震災に匹敵をする脅威となる可能性も秘めているわけであります。

東日本大震災から11年。本市の南海トラフ地震対策を見ますと、津波避難タワーの設置、さらには住宅の耐震、橋梁など建造物の耐震化など、ハードの面については目に見える形で一定進んできたとも思います。しかし他方では、住民の避難体制、食料や生活用品などの備蓄体制や防災教育といったソフト面についてはどうなのでしょう。住民の命を守るためにも対策が十分に実施をされているのでしょうか。東日本大震災の経験でも明らかになったとおり、想定を超える自然災害の脅威を前にしたとき、最後に頼らなければならないのは自分自身の経験に基づく判断と行動ではないのでしょうか。

東日本大震災から11年。ハードやソフトの面での今日までの進捗状況、課題等についてまずお尋ねをいたします。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 東日本大震災の発災以後、本市においても南海トラフ地震の想定に基づき、津波避難対策、命山構想をはじめとするハード、ソフト対策に取り組んでまいりました。ハード対策につきましてはある一定の対策が進んだと捉えておりましたけれども、近年の豪雨災害や土砂災害を鑑みた場合、今後は複合災害も視野に入れた備えを行う必要があると考えております。また、ソフト対策におきましても、これまで各種計画やマニュアルの作成に努めてまいりましたが、それらを用いた訓練が十分でなく、検証と修正が加えられ

ていないこともあり、現状ではまだまだハード、ソフト両面において本市の脆弱性の解決に至っていない状況でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 次に、防災と一口に言っても、地方公共団体が対策を講じる災害には様々な種類があります。それぞれの災害の種類に応じて対策を講じる必要があります。

災害対策基本法には、災害とは暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象、または大規模な火災もしくは爆発、その他の及ぼす被害の程度など、それぞれが政令でも規定をされておるところであります。また、災害対策基本法上の災害対策は災害予防であり、災害応急、災害復旧に区分をされるわけであります。

災害対策の流れと区分、そして体制構築はどのように図っておられるのかお聞かせください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 先ほど答弁をいたしましたとおり、本市におきましてもまだまだ本市の脆弱性の解決に至っていないという現状が明らかになっておりますので、令和3年3月には南国市国土強靱化地域計画を作成いたしました。同計画で判明をいたしました市全域及び各地域の脆弱性に対する対策の推進に向けて、現在、庁内の検討委員会を立ち上げ、脆弱性の課題解決に向けての検討協議を進めている状況でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 危機管理課長のほうからは、国土強靱化地域計画の策定等について大まかに答弁をいただきました。津波、地震の予防に関する防災行政事務には、建築物や道路及び橋梁など、耐震などのインフラ整備を行うハード面、防災教育や要支援者名簿の作成など、ソフト面の両面があるところだと考えます。

先ほどお答えにもありましたように、現在、庁内で検討委員会を立ち上げているとのことであります。その組織の体制なり、委員会のメンバー、そして現在の進み具合等について改めてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 南国市の国土強靱化地域計画の検討委員会のメンバーは、村田副市長を委員長として、所属長20名で構成をしております。現在までに2回の検討委員会を開催しており、各課で把握しております地区の脆弱性や解決に向けた対策の検討や、対策案の検討を行いました。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 今お答えもいただきましたけれども、本市の国土強靱化地域計画というのが最上位の計画になろうかと思えますけれども、そのあたりの進捗状況なりをお聞かせください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 脆弱性の解決に向けての意見集約を行いましたので、早急に検討委員会を開催、協議を行いまして、本年度中には新たなハード、ソフト対策の取組をお示しすることができると考えております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございました。

次に、新型コロナウイルス感染症が始まってはや2年半が過ぎようとしております。いまだに感染拡大が止まらない状況にあります。

先ほど西山議員のほうからもウイズコロナという形で様々な質問をされましたわけですが、こうした中で地域におけるコミュニティーが非常に希薄になりがちな昨今であります。コロナ禍での防災訓練や日常の会議等の現状はいかがなものでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 新型コロナウイルスの感染拡大の中、各地域での防災訓練や日常の会議などが開催できなかつたとお聞きをしております。

本市の取組といたしましても、これまで感染が拡大する状況においては行事の延期や中止をお願いしてきたところです。猛威を振るった第6波の感染もある一定落ち着きが見られるようになりましたので、これまで自粛を求めてまいりました様々な行事や会議の開催につきましても必要な感染防止対策を徹底した上で実施していただけるようお願いをしております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） ありがとうございました。

次に、コロナ禍で本年5月に実施をしました南国市の水防訓練の実施状況やその評価等についてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 先月22日の令和4年度南国市水防訓練は、コロナ禍の状況であり、参加人数を制限いたしましたけれども、物部川河川敷において総勢174人の参加で実施いたしました。本年度は、訓練シナリオとして、物部川の水位が上昇し、堤防が決壊したこと

により、避難情報の警戒レベル5である緊急安全確保を発令することを想定した訓練を実施いたしました。実際に30年7月豪雨において、物部川では氾濫危険水位である4メートル55センチにあと3センチに迫る状況にあったことも踏まえ、物部川沿いの住民に対する迅速な避難を指示するシナリオも組み込みました。

一旦堤防が決壊すれば、避難したくても避難できないことにもなりますので、今回の訓練のように切迫した状況を想定することが重要になると考えております。また、河川が決壊した場合の浸水予測は広大であるため、今後も訓練の継続と、川沿いの地区以外の住民の皆様の参加も検討してまいります。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。今回の水防訓練は物部川の堤防が決壊をしたという想定で、緊張感と危機にあふれた評価できる水防訓練であったというふうに今答弁をいただきました。

それで、例年9月の防災の日ですか、市内3ブロック、消防本部でいえば1中、2中、3中という形のエリア分けで今までしてきたと思うんですけども、この防災訓練について、昨年よりも多分あったんだと思うんですけども、今年の計画について分かればお答えください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 例年実施しております南国市震災訓練につきましては、本年度は久礼田小学校を訓練会場といたしまして11月6日の日曜日に開催予定でございます。久礼田・瓶岩防災連合会を中心とした地域と久礼田小学校の児童、保護者の方々に御参加をいただき、地震発生時の対応力の向上を目的としております。訓練日が近づきましたら改めて御案内いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えをいただきました。

次に、6点目は、自主防災組織の体制の整備や充実についてであります。

阪神・淡路大震災、東日本大震災をはじめとする過去の災害教訓から、行政による対応のみでは避難活動支援には限界があることが示され、住民自身、住民の相互の活動体制が重要ではないかと言えます。また、近年、都市部への人口流出、地域住民の高齢化の進展により、地域社会におけるつながり、結びつきといった地域コミュニティが崩壊というか、そういう危機の状況にあることも現実であります。このような状態は、地域の活力だけではなく、地域の安心・安全を脅かす原因にもなります。

自主防災活動は、むしろ地域コミュニティーを維持をする、復活をする、そういう視点に立って積極的な取組をしていかななくてはならないと思いますが、この点についてもお願いをしたいと思いますし、地域防災計画においても地域の安全等は自分たちで守るを基本姿勢とした自主防災組織の育成及び強化と併せて、次の世代を担う子供たちへの防災学習を通じて地域の防災力の強化も図っていかなくてはならないと思いますので、将来の担い手という立場から子供たちの育成にも取り組んでいくべきだと、このようにも考えますが、この点についてお答えください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在、本市における自主防災組織は164組織が結成され、加えて地区連合会組織が14組織及び市防災連合会が活動を行っております。ここ2年間はコロナ禍もあり、各自主防災会の組織の活動も縮小、延期せざるを得ない状況でございましたが、徐々に活動を再開していただいております。

これまで自主防災組織の活動の課題として、組織員の高齢化や参加者の減少に関する取組の強化が上げられておりましたけれども、本年度は小中学生を対象とした将来の地域防災リーダー育成事業である南国防災士養成講座を開催する予定でございます。若い世代の地域を守る意識の醸成を目指して、自主防災組織の活動活性化に大きく寄与するものと期待をしております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 御答弁をいただきました。若い世代が地域を守る意識づけをするということを目指して防災士の養成講座の開催をしたいという計画だそうで、大変意義深いことだと言えますので、ぜひ取組も含めてよろしくお願いをしたいと思います。

災害対策基本法、災害対策の基本理念として、国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担と相互の連携、協力を確保すること、そして国及び地方公共団体は災害の発生を予防し、または災害の拡大を防止するために自主防災組織の育成に努めなければならないと規定をされているわけです。その趣旨に沿って行政と住民が一体となって進めていけるよう、お互いにさらに努力と精進をしていかななくてはならないと、このように考えます。

次に、7点目の避難行動要支援者情報の把握及び共有等についてであります。

東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち、65歳以上の高齢者の死亡数は約6割であり、また障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍と推計をされています。他方、消防職員、消防団員の死者、行方不明者は281名です。民生委員の死者、行方不明者は56名に上るなど、多くの支援の方も犠牲になっています。こうした教訓を踏まえて、災害対策基本法

においても、要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援するものという位置づけであろうと思います。

要配慮者台帳への登録とその活用についてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（池本滋郎） 福祉事務所では、災害時に配慮が必要となると思われる方々に要配慮者台帳への登録を呼びかけています。台帳登録の対象者は、75歳以上でおひとり暮らしの方、要介護認定をされている方、障害のある方などですが、その中でも個人情報の共有に同意いただいた方について登録を行っております。登録をしている方のうち、自力での避難が困難と思われる方など、特に配慮が必要な方は避難行動要支援者として登録しておりますが、令和4年6月1日現在の登録対象者数は954人となっております。

登録いただきました台帳情報は、年に2回、6月と12月に更新を行いながら、市の関係部署や高知警察署並びに地域支援組織、こちらは自主防でございますとか、民生児童委員でございますとか、消防団などで共有することとしております。消防団への情報提供の実績はございませんが、自主防災組織につきましては希望する組織に、また民生児童委員につきましては主任児童委員以外の全員に対し、それぞれの対象地域にお住まいの方の要配慮者台帳を提供しており、日頃の見守り活動や防災訓練など、減災に向けた地域の支え合いづくりに活用いただいております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 福祉事務所長より今お答えをいただきました。避難行動要支援者名簿の作成については、従来から活用方法に苦慮もするし、疑問の声があったことも事実であろうと思います。登録制度は、いわゆる手挙げ方式でありますし、個人情報、いわゆるプライバシーのこともあってなかなかオープンにしづらい側面が大きかったとも言えます。名簿把握をし、共有をして活用に至らない面も多々あったことも事実であろうと思います。

避難行動要支援者名簿は、今後、個別避難計画策定の前提にもなつてこようと思いますし、そうしたものが進んできましたら防災行政のほうに重点がまた移ってくるのではないかと思いますので、個別避難計画の平時における、今の要配慮者台帳の課題でありながらどう活用していくかということとをさらにそれぞれの部署で協議をして、本当に災害時に生かせる形のものに研究もせないかんとしたいと思いますし、活路を見いだしていかないかんとしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、8点目は、避難場所、そして避難所の定義と位置づけについてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 避難場所及び避難所の定義と位置づけにつきましては、災害対策基本法にそれぞれ定められております。同法第49条の4第1項に、市町村長は、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設または場所として、指定緊急避難場所を指定しなければならないと定められております。また、同様に同法第49条の7第1項におきまして、指定避難所は、避難した居住者等が災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設と位置づけられております。指定緊急避難場所と指定避難所は災害種別ごとに指定する必要があり、同法第49条の8に基づき、相互に兼ねることも可能となっております。

現在、本市における指定緊急避難場所は、地震、津波災害で114か所、洪水災害で54か所、土砂災害で63か所指定しており、指定避難所は、地震災害で57か所、洪水災害で46か所、土砂災害で55か所を指定しております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 危機管理課長のほうから、緊急避難場所や指定避難場所等について箇所数も上げて詳しく答弁をいただきました。避難場所や避難所については定義自体が非常に曖昧な部分もありますし、その違いというものが市民に十分に周知をされているかというと案外そうでもないような気もするわけでございます。

それから、津波避難タワーは、市民が日常利用することが予定はされていないわけで、地震や津波に遭遇したときに自然と足が向く場所となっているのかも少し疑問にも感じるわけです。津波避難ビルや、特に津波避難タワーの利用方法については、避難訓練時における使用は当然なんですけれども、行政と地域住民との間で平時における利用方法についても十分協議をしながら活用していくとか、その進め方というのが大事かとも思いますが、その点についてはどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 本市でただいま建設をしております津波避難タワーは14か所ということになっておりますが、この14か所の建設当時におきましては、平常時には地域のものとして活用をお願いしたいということで地元ともお話をしてまいりました。現在までも、地元のお祭りや行事などに利用していただいている地域もございまして、朝の夏休みの体操などにも活用していただいている地区もございまして。

本市といたしましては、平時も非常時と同様に地域のものとしてかわいがっていただける施設として御利用いただきたいというふうに考えております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 危機管理課長から答弁をいただきました。地域の避難タワーでありますので、平時においても自然と足が向く地域の一つの拠点基地というか、そういう部分の取組というのを、先ほど答弁にもありましたけれども、さらに地域と研さんを深めてよりよいものに活用できるようお願いをしたいと思います。

最後になりますけれども、備蓄体制の整備についてはどのようにお考えですか、お答えください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 備蓄品につきましては、南海トラフ地震の被害想定に基づき、現在備蓄品や資機材整備に努めておりますけれども、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、それ以上の備蓄品の追加を行う必要が出てまいりました。感染防止のための主な備蓄として、消毒液894リッター、段ボールベッド600台、パーティション210張りなどを追加購入いたしております。

備蓄品や資機材の整備はまだまだ十分ではございませんけれども、備蓄するスペースの確保も考慮しながら計画的な整備に努めてまいります。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） お答えありがとうございます。備蓄体制の整備については、従来から縦割り行政に加えて、今回は特に、先ほど答弁にもありましたけれども、新型コロナウイルス対策の物品の配備によってさらに混迷を増しているのが現状かと思えます。市民にとって、どの部署が備蓄品の管理をしているのかについては関心が薄いのではないのでしょうか。市民は、どの避難場所、避難所にどのような備蓄品がどれだけ備蓄をされているのか分からなければ、そこが避難に値をする安全・安心な避難所、避難場所かどうかの判断も割かししづらと思います。

旧来の備蓄品の管理体制も統一的な管理、そういうふうに進められてると思えますけれども、行政と市民で情報共有をしていくことが大事ではなかろうかと、このようにも思っていますし、また市が家庭内備蓄を推奨することは重要であろうと思えます。しかし、市民サイドから見れば、経済的な事情、あるいは家庭内の備蓄のスペース等にも限りがあるかと思えますし、家庭内備蓄の管理には限界もあろうかと思えます。あまり自助、共助を強調し過ぎますと、逆に

公助としての市の施策が抑制されたりする面を危惧することもあるわけですが、家庭内備蓄の在り方、備蓄の市民への周知徹底等についてはどのようにされてますか、お聞かせください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 家庭内備蓄におきましては、基本的に最低でも3日間、できれば一週間の家庭内備蓄をお願いするように啓発を進めております。市が備蓄をしております食料品や飲料水などの備蓄品につきましては、災害時に各家庭で備蓄をしていたものが津波や火災などにより、取り出しができなくなった方に対しての備蓄品というものになりますので、全市民の方に自分自身の備蓄品を用意していただくということをお願いしたいと考えております。

ローリングストックといった考え方をこれまでもお願いをしてまいりました。災害時だけのものとして構えるのではなく、日常に使えるものを考えていただいて、ローリングストックという考え方をいま一度考えていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 危機管理課長のほうから答弁をいただきました。そういう趣旨に沿って一定、先ほど3日間というか、その部分の備蓄というのは基本的に自己管理で物を進めていくべきだろうとも考えられます。周知徹底等についてはお答えがなかったかもしれませんが、市の広報やホームページ、いろんなチラシ等も配布をすることによって市民にそういう意識づけ、啓発、周知ということにも努めていただきたいと思います。家庭内の備蓄は十分なものではないかもしれませんが、今後、積極的に啓発をしていきながら意識を高めていくということに努力もしていただきたいと思います。

飲料水あるいは携帯のトイレ、今も段ボールで簡易なものが出てきてるわけですが、そういう必要不可欠な生活物資という部分については市が一定配布をしたり、あるいは購入費用の一部を負担する、さらには補助制度にのせていくという、一つの展望ということも大事なことではなかろうかとも思いますし、これは当然財源も伴うことで、やれるという部分でもないですけども、頭に入れて物を進めていく重要な課題ではなかろうかとも思いますので、そのあたりについてお聞かせください。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 現在、市で備蓄をしております食料品などにつきましては、これまで5か年計画でその必要数を確保するという取組を進めてまいりました。今年度でほぼ5年間の備蓄が整うという状況になりまして、来年度からは1年部分を買換えていくというよ

うなことになるかもしれませんが、その買換え部分の食料品などにつきましては各地域の自主防災会の訓練や啓発活動に用いまして配布も進めていきたいというところでございます。

市民の皆様の家庭内の備蓄に対しての補助ということでございますが、なかなかそのところの補助というものは現在のところない状況でございます、今後そういったこともできないかというのは研究をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（浜田和子） 今西忠良議員。

○21番（今西忠良） 突然の質問にもなったわけですが、回していくというか、そういう展望に立ちながら住民への意識づけということも大事なことですし、補助制度なり、それぞれの地域に配布をするということも一つの大きな視野と展望の中に入れていただいて、なお研究なり制度化の方向に向けても協議をしていただきたいと思います。

以上で私の一問一答による一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浜田和子） 5番植田豊議員。

〔5番 植田 豊議員発言席〕

○5番（植田 豊） 5番、なんこく市政会、植田です。通告に従いまして総括で質問をさせていただきます。

まず最初に、通学路の安全確保について学校教育課長にお聞きします。

令和3年通学路における危険箇所、令和4年4月14日に更新。令和3年通学路危険箇所及び対策内容一覧、令和4年5月12日に更新。いずれも令和4年度に入って更新されていますので、更新された主な内容についてお聞きします。

次に、地区防災倉庫の備蓄品についてお聞きします。

先ほどの今西議員の質問と重複するかとは思いますが、よろしくお願ひします。

最初に、私なりに気になった記事を2つ紹介させていただきます。

1つは、神奈川県厚木市では、地震や台風による大きな災害に備えて、生活するために必要なものや食料を用意しておく防災備蓄倉庫を市内48か所に設置している。設置されているのは公立の小中学校や高校、公園などで、大きな災害が発生した際に指定避難所になる場所です。この倉庫の中には、発電機や投光器、仮設トイレ、炊き出しセット、マット、食料など、主に一定期間、避難所で生活するために必要なものが入っている。また、中にはスコップやのこぎり、ハンマーなど、救出活動に必要な工具類も加えて、一部の指定避難所になるところには災害用トイレが設置できるようになっている。そして、これらは、自治会など地域の人々や厚木市の職員が定期的きちんと使えるか、賞味期限が過ぎていないかを点検し、必要があれば交

換するなどしていつ災害が起きても対応できるように準備している。

2つ目の記事です。兵庫県加古川市は、災害用に保管する乾パンやアルファ化米の備蓄食料が大量に賞味期限を過ぎ、一時、扱いに苦慮した。期限が迫れば、寄附や防災訓練で配るなど、消費しながら常に一定の分量を備蓄するローリングストックに取り組んでいたが、新型コロナウイルス禍でその機会が減ってしまった。必ずしも食べられないわけではないが、一部を配った市民から疑問が寄せられたケースも食品ロスになるため、捨てることもできず倉庫に積まれたそうです。

そこで、お聞きします。

地区防災倉庫の中の備蓄品について再確認の必要があると考えます。さきに紹介させていただきました新聞記事にもありましたように、食料品につきましては賞味期限があり、また工具や備品等につきましては使い方や組立て方も知っていなければ無用の長物になってしまいます。防災倉庫の中身についての定期点検や、防災訓練時に実際使ったりしているのでしょうか。

岡豊地区防災会のことにはなりますが、今年の夏に防災倉庫の中に何が入っているのかを確認しようという行事があります。それは、倉庫の中に入ったことがない、何が入っちゅうか知らんぞのような話が出たようです。南国市各地区防災会の状況はどうでしょうか。地区防災会によって温度差はあると思いますが、危機管理課の把握しておられる情報を教えてください。

次に、認知症の不明者早期発見協定。土佐市と土佐署と、先日の高知新聞に載っていました。長寿支援課長にお聞きします。

南国市における認知症の方が行方不明になり、御家族から捜索依頼があった場合の捜索が始まるまでの流れ、手続の現状をお聞きします。

次に、南国市のごみ出しの現状について環境課長にお聞きします。

高齢者や身体的な理由でごみステーションへのごみ出しができない方について、事前の登録により、各戸、お家に伺ってごみの回収を行政サービスの一つでやっていただいています。

お聞きします。対象となる方の登録条件と事前の登録方法について、また現時点で登録されている方の人数あるいは世帯数、戸別回収に関わっている作業員さんは何人おられますでしょうか。現状の中で問題や課題はどういったことがありますか。

次に、レンタサイクルの必要性について商工観光課長にお聞きします。

南国市にも、公共交通機関を利用して来られた観光客が移動しやすいサービスが必要ではないかと思います。海洋堂SpaceFactoryなんこくから西島園芸団地へ、さらに足を

延ばして歴史民俗資料館へ移動するなど、南国市内を周遊できるようなサービスがあると観光振興にもつながるのではないかと思います。南国市においては観光協会がレンタサイクルを行っています。レンタサイクルの貸出場所は西島園芸団地さんのほかに思い起こせません。

そこで、質問です。レンタサイクルの貸出場所は西島園芸団地以外にあるのでしょうか。もし、西島園芸団地さんにしかレンタサイクルが置いてないとすると、公共交通機関で南国市に來られた方はなかなか利用できないと思いますが、レンタサイクルの利用者はどれくらいでしょうか。やはり、レンタサイクルの利用者は公共交通機関で來られた方が利用すると思います。香美市では、観光協会のインフォメーションがJR土佐山田駅のすぐ駅前にあり、レンタサイクルを駅前で借りることができます。南国市でもJR後免駅の周辺で借りられないものかと思っています。

さらに考えると、観光協会は今は市役所内にありますが、整備が進む駅前広場やシンボルロードの沿線上、後免町商店街や海洋堂Space Factoryなんこくへの道筋に観光協会の事務所ができると、レンタサイクルの貸出しや観光案内などもできてよいのではないかと考えます。観光協会のことになりませんが、これらのことについて市の見解などを可能な範囲でお答えしてもらえたらと思います。いかがでしょうか。

以上で1問目を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。学校教育課長。

〔溝渕浩芳学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（溝渕浩芳） 植田議員の通学路の安全確保の御質問にお答えします。

御質問にありましたように、令和3年通学路における危険箇所図、及び令和3年通学路危険箇所図及び対策内容一覧につきましては、市のホームページに掲載をしております。本年度に入り更新をした危険箇所図、対策内容一覧は、それぞれ危険箇所の表示を改めたり、内容の表記を改めたりしたもので、新たな危険箇所が解消されたものではございません。分かりづらい表示となりまして申し訳ございません。

現在掲載されております通学路危険箇所、及び対策内容一覧に掲載されております通学路の危険箇所は62か所で、そのうち現在対策済み箇所は28か所となっております。対策済みとなっております34か所につきましては、一部改善されたが、まだ完全には改善されていない箇所や、土地取得の関係で道路整備などができず、取締りやパトロールを強化し対策を取っているところ、道路整備事業や道路拡張事業を数年にわたって実施している箇所など、早期の完璧な対応が難しい箇所となっております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

〔山田恭輔危機管理課長登壇〕

○危機管理課長（山田恭輔） 防災倉庫の資機材、備蓄品の点検や使用状況についてお答えをいたします。

指定避難所に設置しております防災倉庫には、大規模災害を想定した発電機や投光器、テント、簡易トイレなどの資機材を配備しております。

先般開催いたしました南国市防災連合会の総会におきまして、資機材の点検は誰がするのかという御質問をいただきました。指定避難所に配備している資機材のため、市が管理すべきものでございます。防災倉庫に資機材を配備した当時、点検を含めて訓練時の使用のお願いをしてまいりましたが、あくまで口頭の依頼であったため、これまで資機材の取扱いは各地区防災会それぞれの対応でございました。

今後、資機材の点検は市が、使用は発災時の資機材の取扱いも踏まえて各防災会に明確な要請をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 長寿支援課長。

〔中村俊一長寿支援課長登壇〕

○長寿支援課長（中村俊一） 認知症不明者の件についてお答えをいたします。

高知県では、令和元年度の認知症行方不明者数が76人、令和2年度では80人であったとのことです。昨年実施いたしました南国市認知症徘徊対策事業調査では、24の居宅介護事業所から行方不明者になりそうなリスク保有者がいると回答がございまして、その合計は77人でした。

市の行方不明者への関わりといたしましては、警察署に捜索依頼があった後、警察署からの依頼により防災行政無線でも放送し、捜索への情報提供依頼を呼びかけております。令和2年度は2件でございました。また、消防署、消防団による捜索が行われることもございます。以上です。

○議長（浜田和子） 環境課長。

〔高橋元和環境課長登壇〕

○環境課長（高橋元和） 植田議員のごみ出し支援の質問にお答えいたします。

ごみ出し支援で行っておりますごみの戸別収集についての条件は、要支援もしくは要介護認定を受けている方や、障害者の方で居宅介護の支給決定を受けており、御親族や近隣住民の方の協力が得られないため、介護サービス計画においてごみ出し支援を必要とする方でございます。現在、登録されている方は68名おられます。

収集方法につきましては、環境課の車にて職員2名で収集に当たっております。

現状の中での問題、課題についてでございますけども、対象者数は年々増加しておりまして、また収集時間を御指定される方もおりますので、収集に追われております。また、ごみ出しされる量が急に増加する場合などがありまして、収集車に積み切れなくなりまして再度収集に回っておるといふ状況もございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 商工観光課長。

〔山崎伸二商工観光課長登壇〕

○商工観光課長（山崎伸二） レンタサイクルの必要性についての御質問にお答えします。

レンタサイクルにつきましては観光協会の事業になりますが、レンタサイクルの貸出場所としましては今のところ西島園芸団地のみとのことであり、令和3年度の貸出件数は82件ございました。JRなどの公共交通機関を利用して南国市に來られた観光客のことを考えますと、JR後免駅やその周辺でレンタサイクルを借りられることは利便性が高く、望ましいことと思っておりますが、過去にJR後免駅やその周辺でレンタサイクルを貸出ししていただける委託先を探したところ、受け手がいなかったと聞いております。

また、観光協会の市役所からの移転につきましては、JR後免駅からシンボルロード、後免町商店街や海洋堂SpaceFactoryなんこくへの道筋に立地できれば、JR後免駅からの観光客に対して場所も分かりやすく、必要な観光情報が提供できるようになるのではないかと考えますし、事務所にレンタサイクル施設を併設し、貸出しすることも考えられます。ただ、観光協会が市役所から移転するとなると、まずは適切な移転先が確保できるかという問題がありますし、土日、祝日においても観光客に対応できるような体制の構築も必要になるかと思っております。また、スマートフォンの普及やコロナ禍におけるリモート環境の技術の進化等により、従来の対面での観光案内以外の手法も検討する必要があるのではないかと考えております。

このことについてこれまでも調査研究してきたところですが、観光協会の会長も先月末に交代したばかりですので、これから新会長の下、観光協会としての思いや考えもあると思っておりますし、駅前広場やシンボルロードの整備もこれからのところですので、観光振興のため、観光協会とこれらのことについて引き続き調査研究してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 植田豊議員。

○5番（植田 豊） それぞれ御丁寧に答弁ありがとうございました。

まず最初に、通学路の安全確保についてのことについてなんですけれども、2問目になります。

学校教育課のほうで、南国市通学路交通安全プログラムについて、昨年の12月23日、ホームページに更新されたものが載っています。内容は、ちょうど10年前、平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関が連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議したものです。引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、平成27年10月、通学路安全対策連絡協議会設置要綱により関係機関の連携体制を構築するとともに、南国市通学路交通安全プログラムを作成されています。本プログラムに基づき関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていくものです。南国市通学路交通安全プログラムは、令和3年9月に改定されています。

1問目の更新につきましては、昨年7月、千葉県八街市で小学生の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷した事故を受け、国は危険な箇所を抽出し、安全策を講じるため、全国の通学路の点検を行うことを決めたものです。この事故を受け、対応を検討している文部科学省と国土交通省、警察庁は、全国1万9,000校余りの公立小学校の通学路を対象に点検を行うことを決めました。全国の教育委員会などへ通知し、点検では今回の事故を鑑みて、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車のスピードが上げやすい場所、過去に事故に至らなくても危うい事例があった場所、保護者や地域住民から改善要望があった場所など、危険な箇所を抽出して取りまとめるよう求めたものです。PTAの協力や警察の助言を得て対策案を作成するよう求めたもので、遅くとも令和3年、昨年の年末までには実施して国に報告するとともに、可能な限り自治体のホームページなどで公表するよう求めていたものでした。

萩生田文部科学大臣は、今までもここは危ないと指摘されながら、何らかの理由で途中で対策が途切れてしまったところがたくさんあったと思う。今回の調査ではそこを深掘りして、関係省庁と連携しながら対応策を考えたいと当時述べられています。棚橋国家公安委員長は、これまでの点検で十分把握できなかった危険箇所を抽出し、二度とこのような事故が起きることがないように、実効性のある交通安全対策をできることから速やかに実施していきたいと当時述べています。さらに、警察庁は、登下校の時間帯に重点を置いた取締りや、速度制限を30キロに制限するゾーン30の設置など、安全対策を進めるほか、飲酒運転の摘発強化も検討していくとしています。以上のようなことを当時述べておられます。

そこで、お聞きします。

平成24年の緊急総合点検から昨年令和3年までちょうど10年が経過していますが、危険箇所の内容や場所についてあまり変わっていません。改善が10年間で多くはされていないというこ

とになるのではないのでしょうか。理由はいろいろ考えられると思いますが、私は教育委員会として得た危険箇所データが学校、警察、危機管理課、建設課等、関係機関や関係部署と十分共有されていないのではないかと想像します。どのように感じておられるのか、また今後の危険箇所の改善策にデータをどのように生かそうとしているのかお聞きします。

次に、地区防災倉庫の備蓄品について、御答弁ありがとうございました。

地区防災会に備蓄品の賞味期限のチェックや機械器具点検をしてくださいと言っても、なかなかできない、あるいはしてないのが現実で、何か工夫が必要かと考えます。例えば、小中学校の防災学習のときに地区防災会の方に入ってください、一緒に実習していただくとかです。お互いに緊張感を持って参加してくれると思います。

また、食料品については、賞味期限の前に児童や生徒に食していただき、防災倉庫内食料品のローリングストック的な考え方です。全国的には実践している地区防災会が多くありますので、危機管理課として各地区防災会議で今後の提言や助言等ありませんでしょうか、お聞きします。

次に、認知症の不明者早期発見についての2問目です。

御家族にしてみれば一刻も早く見つかってほしい。当然です。

認知症の方が行方不明になる事例が、先ほどの課長の答弁にもありましたように、増えていきます。警察に昨年届けがあった認知症の行方不明者は、全国で1万7,565人、前年比で86人増えているそうです。統計を取り始めた2012年以降、8年連続で前年を上回ったと警察庁が発表しています。認知症で行方不明になった人は12年の1.8倍に上り、高齢になるほど多い。警察庁によると、80歳以上と70代で全体の94%を占めた。つまり、ほとんどということです。また、生存した状態で所在が確認できたのは1万6,887人、うち届出を受理した当日に見つかっている方が74.2%、99.3%の方は1週間以内に見つかっているそうです。

そこで、早期発見するためにGPS活用という例がありますので、紹介させていただきます。

愛知県知多郡東浦町では、行方不明高齢者等家族支援サービス費助成事業としてGPS初期費用を助成しています。認知症の症状により行方不明となるおそれのある高齢者を介護されている御家族を対象にGPS機器の初期費用を全額助成しています。事業の対象者としては、認知症の方、認知症の疑いのある方、自力で外出することが可能な方、町内に住所を有する方というように、GPSの利用をしている自治体が全国にはたくさんあります。

行政南国市としても、早期発見のための一つの方法としてGPSの利用等、何か対策をお考えではないのでしょうか。お答えをお願いいたします。

次に、ごみ出しの戸別収集について。

今後、対象の方が増えることを想定されての何か対策を考えておられますでしょうか。

他市町村での例を少し紹介させていただきます。高齢者ごみ出し支援、仕組みづくりを探る静岡県富士宮市では、青木平地区をモデル地区に指定し、計3回の会合を開催して解決策のアイデアを出し合い、行政や地域、民間事業者などが連携して継続した支援の仕組みや体制づくりにつなげる。2つ目、高齢者のごみ出し支援頼もしくということで、新潟県山潟中学校では、山潟地区コミュニティ協議会と山潟中学校が2014年から連携し、地域に住む高齢者のごみ出し支援に取り組んでいます。支援を求める高齢者とボランティアは登録制で、生徒は朝の通学途中に担当する高齢者宅に立ち寄る。3つ目、みよし市のボランティア連絡協議会は、ごみ出しをきっかけに、日常生活に助けが要る人と地域の人たちを結びつけていきたいと意気込んでいる。平塚市は、2011年度から可燃ごみの戸別収集を大々的に始めた。今後は、民間業者と連携しながら市全域に拡大する方針で、高齢者のごみ出しの負担軽減や家庭から出るごみの減量につなげたい考えです。

幾つかの例を長々とお話しさせてもらったんですけど、南国市としては今後新しい何か対策等をお考えではないでしょうか、お聞きします。

以上で2問目を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（溝渕浩芳） 植田議員の、まず危険箇所の内容や場所についてあまり変わっていないという御質問につきましては、南国市では市民にしっかり通学路の危険箇所を啓発していくことも大切であると考えておりました、防犯の観点や、過去に事故に至らなくてもヒヤリ・ハットがあった事例も含め、対策済みの箇所であっても毎年掲載しておる箇所もございますので、あまり危険箇所が減ったように思わないのかもしれませんが。

続きまして、危険箇所のデータの共有についてでございますけれども、南国市通学路交通安全プログラムにおきましては通学路安全対策連絡協議会を設置しております。この協議会のメンバーといたしましては、南国警察署の交通課、生活安全課、高知県中央東土木事務所、土佐国道事務所、南国市の校長会代表、南国市の機関としまして建設課、危機管理課、少年育成センター、学校教育課がメンバーとなっております、この協議会は毎年、年3回開催し、また各関係機関で合同点検を実施するなど、連携し対策に当たっております。

危険箇所の把握につきましては、毎年7月までに学校から上がってくる危険箇所などを学校教育課が集約を行い、先ほど御紹介しましたメンバーに集まっておいただき、協議をしております。

す。また、全ての機関で確認をしなければならない箇所につきましては、8月から10月中に合同点検を実施して確認をいたしております。そして、その後、もう一度全体で協議し、12月中には市のホームページに公表できるようにしております。

このように、毎年、各関係機関に御協力をいただきながら通学路の安全確保に努めております。

○議長（浜田和子） 危機管理課長。

○危機管理課長（山田恭輔） 地区防災会に対する工夫や提案についてお答えをいたします。

議員の言われるとおり、発災後は、防災会や学校など各機関単独の動きだけでなく、あらゆる関係機関の連携が必要となります。本市におきましても、地域内の連携により関係機関が一堂に集まり、訓練を実施する地区もございます。そうした事例をこれまで以上に紹介するなど、地域の防災力の向上を後押しできるように努めてまいります。

○議長（浜田和子） 長寿支援課長。

○長寿支援課長（中村俊一） 行方不明者の捜索の方法について、以前、神崎議員にお答えした内容と一部重複いたしますが、お答えをいたします。

認知症介護者の負担を軽減し、安心して介護できる環境づくりへの取組として、高知県では高知県高齢者見守り対策機器等導入支援事業費補助金交付制度を創設しております。内容は、GPS端末機の初期登録費用ほか、導入初期に要する経費に対して2分の1の補助を行うものです。これは市町村に対しての補助でございますが、市町村でも対住民の補助金制度を創設し、県補助がその財源となります。補助制度を創設した市町村の情報はありませんが、GPS端末を認知症の方が携帯して外へ出るのかつていう不安、あるいはランニングコストの負担等の課題が考えられます。このため、独自で制度を構えておる市町村もあるようでございます。

一方で、QRコード付シールについて、1問目でお答えした南国市認知症徘徊対策事業調査におきましては有効な手だてであると回答がございました。発信機能はないものの、利用者負担がないこと、靴やつえなどに貼ることにより身につけている可能性がGPS端末に比して高いことなどが利点として上げられますが、関係機関との事前調整や情報提供の同意等が必要となっております。

現段階ではどのような手法を採用するのかまだ決定しておりませんが、今年度中に結果をまとめ、早期に方向を見いだして取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 環境課長。

○環境課長（高橋元和） ごみ出し支援の対象者増について、議員より何点か御提案をいただ

きました。ありがとうございました。

南国市では、平成27年度から現在まで運用しています実績がございますので、現在のところこの流れに沿って運用をしていきたいと考えております。

1 問目でお答えしましたように、戸別収集事業の要件の中にもあったように、御親族や近隣住民の方の協力が得られないため、ごみ出しが必要な方を対象としておりますので、近隣のボランティアの協力等で対処できる方についてはそちらを優先していただき、そういった支援を受けられない方々をこの事業の対象者として環境課で対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 植田豊議員。

○5 番（植田 豊） 2 問目の答弁ありがとうございます。

まず、通学路の件につきましては、今後とも関係部署との連携をより一層図っていただき、危険箇所の早期改善に取り組んでいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

次に、防災備蓄倉庫についてのことですが、5月11日の高知新聞に佐藤唯行さんという方の話が載っていますので、私としては気になりましたので紹介させていただきます。

災害のために特別なことを用意するのではなく、ふだん使っているものが災害でも役立つ。日常のフェーズと災害時のフェーズを分けずに考えよう、フリーにしようという発想です。多くの人々は、日々の生活で精いっぱい。非常時のことまで考えて対策を取り組むのは難しいです。備えるべきだという前提に無理があると考えようになりました。圧倒的多数の市民がもっと参加しやすい仕組みをつくらないといけない。

かいつまんで紹介させていただきました。今後とも、地区防災会の活動がいざというときに生かせるように御指導をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、認知症の方の早期発見についてのことですが、各自治体ともあの手この手でいろんな策を考えているようですので、南国市もいろいろ考えていただきたいと思っております。

それから、ごみ出しのことについてですけれども、先日7日なんですが、高知新聞に佐川町のことが出てました。ちょっと紹介します。

高齢者のごみ出しを支援する自治会に補助金を出す制度は開始から2年弱が経過したが、利用実績はゼロ。括弧書きで理由を書いています。近所の人にごみ出しをしてもらうことに抵抗がある人もおり、シルバー人材センターなどに委託し、玄関先から高吾北清掃センターまでごみを持っていってもらおう新制度を本年度中にも開始したいという記事が、佐川町の記事ですけど、載っています。南国市についてもいろいろ考えていただきたいと思っておりますので、よろしく

お願いします。

それと、2問目をしなかったレンタサイクルのことなんですけれども、今回の質問は公共交通機関を利用された観光客の方が市街地周辺を周遊するための足の確保のためにレンタサイクルの必要性と、レンタサイクルの貸出しを行っている南国市観光協会さんに少し触れた質問をさせていただきましたが、商店街の活性化の一助にもなるのではないかと考えます。

車でのご買物は大型店舗を好み、広い駐車場のある店舗に行きがちですが、自転車や徒歩での買物はにぎやかだった頃の後免商店街のような町が市民の方にとっては利用しやすいのではないかと思います。50年も前の話をしてもいけません、私の祖父や祖母は車の免許を持っていなかったこともあり、普通に自転車で後免へ買物に行ってくると言っていたことを覚えています。

1つ紹介させていただきます。鹿児島県龍郷町は、電動補助付自転車を有料で貸し出す事業、たつごうレンタサイクルを本格稼働し、町内の各種店舗や景勝地などをまとめた龍郷サイクリングマップと併せて活用することで自転車利用を通じた地域活性化が期待されている。同町は、2020年度、総務省の過疎地域等自立活性化推進交付金、補助率10割、100%、総額約1,000万円を活用し、21年度にかけて観光関係者らに無料で貸し出し、運用方法を検討してきた。車だと見逃してしまう沿道や脇道の魅力も自転車なら気づきやすいと語るのは、事業を担当する町企画観光課の村山健一郎課長補佐。空港と名瀬市街地の間にある龍郷町は見過ごされがち。サイクリングでゆっくり回り、体験をしてもらいたいと書いていました。

海洋堂SpaceFactory、地域交流センターMIARE!の完成、駅前広場やシンボルロードの整備も着実に進んでいます。市の中心部がにぎやかになってきます。観光の方や市民が利用しやすい中心部になるようにインフラ整備を同時進行でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浜田和子） 13番中山研心議員。

〔13番 中山研心議員自席〕

○13番（中山研心） 立憲民主党の中山研心でございます。第426回定例会に当たり、一般質問を行わせていただきます。

先月25日、高知市の知人を介して市民の方から私に相談がありました。会話がストレスなので、LINEで相談を受けました。市営住宅の入居に関する相談です。八百長で入れてくれとか、入居選考に口を利いてくれとかといった類いの話ではありません。自分は性同一性障害で、

パートナーと同居しているが、南国市は市営住宅への入居受付をしてもらえるだろうかという相談です。

県内では、高知市と土佐清水市はパートナーシップ登録をすれば申込み可能となっているが、南国市ではパートナーシップ登録制度の導入について前向きに検討中ではあるものの、まだ制度導入には至っていない。制度がない以上、現場では対応できないと思うが、制度導入を加速化させる意味で申込みをする意義はあると思う。本人の意思が優先されるべきで強制するつもりはないが、可能ならくじけずに申請していただけたらと思うと答えました。

今住んでいるアパートが取壊しとなるため、10月までの立ち退きを迫られており、切迫した状態でした。申込み自体は、別の要件を適用することで受付となりました。家主代理人弁護士から送られてきた立ち退き通告書を後日、住宅課に見せて、入居選考に可能であれば配慮してくれるようお願いしなさいとアドバイスもしました。

令和2年12月議会で、早期のパートナーシップ登録制度創設を求める神崎議員の質問に対して、生涯学習課長は、県が掲げる11の人権課題の一つであり、多様な性の在り方への理解を深めることは重要だと認識している。南国市人権教育研究協議会や南国市男女共同参画推進委員会等で議論してもらうほか、関係団体との意見交換を行っていきたいとお答えになっています。その後、どのような議論が行われたのかについてお伺いします。

また、パートナーシップ制度については、教育委員会事務局ではなくて市長部局で実施することが適切と思うので、庁内での体制についての検討も必要とお答えになりました。パートナーシップ制度創設に当たり、どこの部署がイニシアチブを取って制度設計を行っていくことになったのかについて副市長にお答えいただきたいと思います。

市長は、市として性的指向、性自認に関する人権課題に取り組む姿勢を示すものとして、高知市のにじいろのまち宣言のような宣言は有意義であると考えている。パートナーシップ制度は、法的な拘束力はないが、市営住宅への入居に際して同居家族として認めるといったようなことを事例として聞き及んでいるとお答えになっています。

市長にお伺いします。

市長は、御自身の政治姿勢として、パートナーシップ制度をいつ頃創設しようとお考えになっているかについてお答えください。

市長は、パートナーシップ制度の具体例として市営住宅への入居を挙げられましたが、それ以外にパートナーシップ制度の創設によってどのようなことが可能であるとお考えかお聞かせください。

南国市が市として、性的指向、性自認に関する本人の選択を尊重し、差別や特別視せず、制度の中の障壁をできるだけ取り除いていくというメッセージを発することは、スマイリーハート人権講座で取り上げたり、人権習慣にロビーに標語を飾ったりするよりもはるかに効果的だと思うのですが、御所見をお聞かせください。

次に、公立中学校の制服について質問させていただきます。

令和2年12月議会で、教育次長は、市内小中学校では、性的指向、性自認、いわゆるLGBTに関する学習を教育課程に位置づけ、発達段階に応じた学習に取り組んでいる。周りの友達も大人もしっかりと受け止めることができる環境づくりこそが必要であり、学校教育が果たす役割がいかに重要かとの認識を強くした。一人一人に正しい人権感覚が身につくように今後も取り組んでいきたいとお答えになりました。

一昔前は、女の子の制服といえばセーラー服と相場が決まっていたのですが、最近はセーラー服の制服は減り、ブレザーが制服の学校でマジョリティーとなりました。

全国的には、ボトムスがスラックスという学校も増えてきました。女子制服としてのスラックス制服は、1990年代頃から、冬場の寒さ対策や自転車通学時にいいという理由で数校の中学校、高校で導入されたのが始まりと言われています。近年は、多様性やLGBTの観点から全国の学校で採用する動きが拡大しています。しかし、高知県内で女子制服にスラックススタイルを取り入れている学校は見たことがありません。女の子はスカートをはくべきだと思っている人がいるとすれば、男女に関係なく反フェミニストのレッテルを貼られる可能性が高いですし、少なくともそれがミソジニーであることは間違いありません。

教育長にお伺いします。

自分の性に違和感を覚えている思春期の子供にとって、スカートをはくことを強要されることは耐え難い苦痛だとは思いませんか。正しい人権感覚に照らして一刻も早く解決すべき人権侵害だとは思いませんか。教育委員会事務局にスカートで勤務している職員は何名いますか。スラックスの職員に対して、公務員にはドレスコードはありませんので、お願いベースであったとしてもスカートをはいてくるよう指示することができますか。口に出した途端にセクハラ、パワハラと言われることは必至です。大人に対しては強制してはならないことを子供に対してはルールだからと強制することが許されると考える理由は何ですか。

制服の見直しができない理由は親の経済的負担以外に大きなものがありますか。ドラスチックに変えろと言っているわけではありません。選択制にすれば買換えの時期に合わせて検討できますし、新入生は入学のときに選べばいいだけです。制服のスカートに憧れていたという子

供もいることでしょう。スカートがなくする必要はありません。大事なのは、本人の選択が尊重されること、何より強制され、苦痛を感じる子供を一人でもつukらないことだと思います。教育長の御所見をお聞かせください。

女子制服としてのスラックス制服は、多様性やLGBTの観点からだけではなく、生物学的性別と意識が一致した人にとっても意味があります。冬場の寒さ対策や自転車通学時にいいという理由ばかりではなく、長い階段やエスカレーターにおいて盗撮などの迷惑行為に遭う被害者のほとんどがスカート制服の女子学生であることを考えれば、新たな性被害者を生み出さないという点で意味のあることだと思います。

今では少なくなりましたが、セーラー服は、その名前のおり水平の制服として19世紀のイギリスでデザインされました。特徴的な大きな襟は、強風のときに襟を立てて命令、伝達を聞き取りやすくするためのもので、胸元が大きく開いているのは海に落ちたときに簡単に脱げるように脱がせやすくするためです。日本に初めて学校制服としてセーラー服が導入されたのは、1920年、京都府の平安女学院であるとされています。女子の制服に脱がせやすいデザインを採用したのは、控え目に言ってくずだと思います。

女子制服としてスラックス制服を選択制で取り入れることは全ての子供たちにとってベターなことであると思いますが、教育長の御所見をお聞かせください。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市長。

〔平山耕三市長登壇〕

○市長（平山耕三） 中山研心議員の質問にお答えします。

まず、パートナーシップ制度をいつ頃創設しようと考えているのかという御質問でございますが、その創設時期につきましては今年の11月を目途に創設すべく準備を進めておるところでございます。

続きまして、具体例ということでございますが、パートナーシップ登録制度の導入により可能となることは、もう既に市営住宅の入居ということは挙げさせていただいたところでございますが、今後、各業務の洗い出し、検討を加えなければいけないところでございますけど、市役所におきましては亡くなったパートナーの方の個人情報の開示請求や母子健康手帳の申請、また保育所等の利用の入所申請や要介護認定などの介護保険制度の各種申請、そういったことも考えられるのではないかと考えております。また、市職員が対象にはなりますが、結婚休暇を認めるということも考えているところであります。その実施は、ほかの事業者への啓発にもなると考えております。

また、病院等で認めていただく例としましては、パートナーの入院手続や手術の同意、また面会など、そういったことも可能になるというようにも思うところでございます。以上でございます。

○議長（浜田和子） 総務課長。

〔中島 章参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中島 章） パートナーシップ登録制度に関する議論について御説明します。

この3月議会で神崎議員の御質問にお答えしましたとおり、昨年秋から3度、関係団体と協議を重ね、意見交換をいたしております。また、この3月に開催しました南国市人権を尊重するまちづくり審議会において、パートナーシップ登録制度の案につきまして御説明申し上げ、委員からの御意見をいただいているところでございます。

メッセージの発信の効果につきましては、市長が令和2年12月議会で神崎議員の御質問に対し、市として性的指向、性自認に関する人権問題に取り組む姿勢を示すものとして、高知市のにじいろのまち宣言のような宣言は有意義であると申し上げております。中山議員のおっしゃる、市として、性的指向、性自認に関し、本人を尊重し、差別や特別視せず取り組んでいくというメッセージの発信につきましても効果的であると思います。また、スマイリーハート人権講座で取り上げたり、人権週間に標語を掲示したりすることも効果的であると考えております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田副市長。

〔村田 功副市長登壇〕

○副市長（村田 功） パートナーシップ登録制度に当たり、どの部署がイニシアチブを取って制度設計を行うかにつきましては、今年度から人権施策等の業務について所管課を生涯学習課から市長部局の総務課に移しました。パートナーシップ登録制度の制度設計を行う部署は総務課となります。

○議長（浜田和子） 教育長。

〔竹内信人教育長登壇〕

○教育長（竹内信人） 中山議員の中学校の女子制服としてスラックスを選択制で取り入れることについての御質問にお答えをいたします。

自分の性に違和感を覚えている思春期の子供にとって、スカートをはくことが決められていることは人権課題の解決という観点で取り組まなくてはならない課題と考えておりますし、御

質問の中にありました、教育委員会事務局の職員でスカートをはいている職員はほとんどおりませんし、当然スカートを強要することもできません。生徒の制服につきましてはこれまでの慣例で女子はスカートとされていましたが、これまで慣例として行われてきた、取り扱われてきたことに対しましても人権意識を持って取り組まなくてはならないというふうに感じております。

現在、南国市内の中学校では制服の見直しに着手しております。香南中学校が新たな学校づくりの一環としてこの取組を進めております。残る学校も、実態に合わせて生徒会等で取り組んでいくこととなります。

6月10日金曜日の高知新聞で、中学校特派員だよりの記事に香南中学校の3年生が投稿をしておりました。制服を通してジェンダーレスやジェンダーフリーを人権課題として捉え、子供たちは今学んでいこうとしております。この新聞記事にもありますように、学ぶべきは私たち大人社会であることを子供たちに教えられました。

私、15年前でしょうか、嶺北地域に新しい学校を造るために赴任していったことがあるんですが、そのときには女子のスラックス制服を採用した経緯もあります。しかし、そのときにはジェンダーレスという考え方は少なかったように思います。改めて、ジェンダーフリーやジェンダーレスの観点で制服について考えていかねばならないというふうに思っております。

子供たちは、今SDGsについて学習を進めております。教育という側面からいきましたらESDと言うのでしょうか。SDGsの17の目標の5番目でありますジェンダー平等を実現しようの学習に、ジェンダーレス制服について学習することによりまして社会的性差、文化的性差をなくして、男女関係なく自分の好みを言えたり、性別のせいでもやりたいことを諦めないで済む世界を目指すための学習を進めていただきたいというふうに願っております。以上です。

○議長（浜田和子） 中山研心議員。

○13番（中山研心） 市長からは、パートナーシップ登録制度について、11月をめどに創設するべく準備を進めていくとの回答をいただきました。大変前向きな、しかも具体的に時期を明示して創設するとの回答をいただいたことをうれしく思います。

以前の市長答弁で、高知市のにじいろのまち宣言のような宣言は有意義であると回答されていますが、南国市として独自の宣言をされるおつもりがあるかどうかお答えください。

国においても、性的指向または性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律の創設が検討されていますが、センシティブな課題であることは変わりなく、必要であればパブリックコメントを実施するなど、十分な手順を踏んで実施されるようお願いいたします。

とはいえ、この10年でLGBTに対する認識は大きく変わりました。以前は、私の支持者の中にも性的少数者を矯正すべき不自然なものとする人もいました。しかし、意識は大きく変わり、むしろ性的少数者を白眼視する昭和の価値観をアップデートできない人のほうこそOTAできないポンコツの気の毒な人と評価されるようになりました。一部のカルト集団からの反対はあるかもしれませんが、ぶれることなく創設していただけたらと思います。

副市長からは、パートナーシップ登録制度の制度設計を行う部署は総務課となるとの回答をいただきましたが、この質問をあえて副市長にしましたのは、パートナーシップ登録制度の創設に当たっては副市長を本部長にとは言わないまでも、具体の制度設計を行うのは総務課であるが、自分が先頭に立って進行、管理していくとの回答を期待してのものでした。再度、村田副市長の決意をお聞かせください。

教育長からは、単に制服の問題にとどまらず、子供たちに社会的性差、文化的性差をなくして、男女関係なく自分の好みを言えたり、性別のせいでもやりたいことを諦めないで済む世界を目指すための学習をしてもらいたいとあるべき未来の形まで示していただきました。大変ありがたい答弁をいただいたと思いますし、同じ未来を展望していると感じます。あるべき未来を共に迎えられる教育を実現するためにできることがありましたらお声がけください。ありがとうございました。

以上で第2問を終わります。

○議長（浜田和子） 市長。

○市長（平山耕三） 先ほど独自の宣言をするかどうかということで御質問いただいたところでございますが、9月議会の時期に宣言をさしていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（浜田和子） 村田副市長。

○副市長（村田 功） 中山議員から、私が先頭に立って進めていくようにという御指示がございました。当然、副市長として前向きというか、全力で進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（浜田和子） 中山研心議員。

○13番（中山研心） 村田副市長、よろしく願いいたします。

市長にお伺いします。

いち早い公立中学校女子スラックス制服の導入をはじめ、南国市は多様性に寛容で、人権政策が充実しているとアピールすることは、この町で子育てしたい、南国市で住みたいと思って

くださる人を増やす魅力につながると思うのですが、御所見をお聞かせください。

これで私の質問を終わります。

○議長（浜田和子） 答弁を求めます。市長。

○市長（平山耕三） もちろん、学校教育においてもジェンダーレスな、人権を尊重した政策を進めるということを発信することによりまして、南国市が注目されるということにつながるというようにも思っております。そういった施策を積極的に推進しているということを南国市として発信していきたいと思えます。以上でございます。

—————*—————

○議長（浜田和子） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明15日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時44分 延会